

葛飾区公共施設等経営基本方針

～マネジメントサイクルの確立を目指して～

令和5年3月改定
平成29年3月策定

葛 飾 区

目 次

第 1 章 葛飾区公共施設等経営基本方針の概要	- 1 -
1-1 方針改定の意義	- 3 -
(1) 方針策定の目的	- 3 -
(2) 方針策定以降 5 年間の取組と成果	- 3 -
(3) 方針策定以降 5 年間における新たな課題と方針の改定	- 6 -
1-2 方針の理念	- 7 -
1-3 方針の位置付け	- 7 -
1-4 方針の対象範囲	- 8 -
1-5 方針の適用期間と見直し	- 9 -
第 2 章 公共施設等の現況及び将来の見通し	- 11 -
2-1 公共施設等の現況	- 13 -
(1) 建築物系公共施設の現況	- 13 -
(2) インフラ系公共施設の現況	- 18 -
2-2 総人口や年代別人口についての今後の見通し	- 20 -
2-3 公共施設等の将来更新費用及び財源の見込みなど	- 21 -
(1) 公共施設等の将来更新費用の推計	- 21 -
(2) 財政状況及び将来見通し	- 24 -
(3) 公共施設等のこれまでと将来の更新費用の比較	- 25 -
第 3 章 公共施設等の経営の基本的な方針	- 27 -
3-1 基本的な視点	- 29 -
3-2 基本的な考え方	- 33 -
(1) 点検・診断の実施と使われ方のチェック	- 33 -
(2) 維持管理・修繕・長寿命化の実施	- 33 -
(3) 施設更新の検討	- 34 -
(4) 安全対策・災害対策の取組	- 34 -
(5) ユニバーサルデザイン化の推進	- 35 -
(6) 脱炭素化の推進	- 35 -
(7) SDGs の推進	- 36 -
(8) デジタル技術の活用推進	- 37 -
(9) 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分	- 37 -
(10) 地方公会計の活用	- 37 -
(11) 東京都管理施設との連携	- 37 -
(12) 時代に合った施設の見直し	- 38 -
3-3 公共施設等のマネジメントサイクル	- 40 -
(1) マネジメントサイクルの必要性	- 40 -

(2) マネジメントサイクルの推進	- 41 -
(3) マネジメントサイクルを推進する上での役割	- 42 -
(4) 点検のための指標設定	- 44 -
(5) 財源確保の取組	- 44 -

第4章 施設類型ごとの現状・課題と今後の取組について - 45 -

4-1 建築物系公共施設	- 48 -
(1) コミュニティ	- 48 -
(2) 文化	- 51 -
(3) 産業	- 53 -
(4) 健康・福祉	- 58 -
(5) 子育て支援	- 64 -
(6) 街づくり・環境	- 68 -
(7) 学校教育	- 75 -
(8) 社会教育	- 79 -
(9) スポーツ	- 82 -
(10) 行政	- 84 -
(11) その他	- 89 -
4-2 インフラ系公共施設	- 93 -
(1) 道路施設	- 93 -
(2) 公園施設	- 95 -

資料 施設一覧表 - 97 -

建築物系公共施設	- 99 -
インフラ系公共施設	- 109 -

第 1 章

葛飾区公共施設等経営基本方針の概要

第1章 葛飾区公共施設等経営基本方針の概要

1-1 方針改定の意義

現在、本区においては学校改築や子ども未来プラザの建設を計画的に進めており、また、新小岩・金町・立石各地区の再開発事業も進展してきたことから、公共施設の現況や機能、求められる行政サービス、区民ニーズなどが大きく変化しつつあります。まちづくりに連動して公共施設の役割も見直していくことは、魅力ある持続可能なまちへと変貌していくために必要不可欠です。

一方、区内には経年劣化が進んだ施設や時代に見合わなくなった施設も見られます。持続可能な自治体として公共施設を保持していくためには、日常点検や使われ方のチェックなどを引き続き行い、使いやすく時代に合った施設へと見直していく必要があります。

そこで、今回、方針を策定してからの5年間の取組を踏まえ、新たな課題に対する要素を加味した基本方針へと改定し、時代の要請に応えられる公共施設経営を推進してまいります。

(1) 方針策定の目的

本区では、公共施設等（以下、建築物系公共施設とインフラ系公共施設を総称して、「公共施設等」と言います。）の効果的・効率的な活用を図りながら、公共施設等を将来世代に良好かつ適正に引き継いでいくことができるよう、職員一人一人が意識を向上させ、適切にマネジメントしていくため、公共施設等の経営に関する基本的な方針を定めた、「葛飾区公共施設等経営基本方針」を平成29（2017）年に策定しました。

(2) 方針策定以降5年間の取組と成果

① 保全工事

本方針策定以降、区では本方針の運用と並行して、区が実施する保全工事の計画に当たっては、推奨される改修周期を経過した未改修工事、いわゆる「積み残し」の解消と本来あるべき計画的・予防的な修繕に移行することを目的に計画を進めてきました。その結果、平成27（2015）年時点で160億円あった積み残しは、保全工事の着実な推進や学校改築などにより、令和3（2021）年時点で約23億円まで減りました。これまで定期的に見られた不具合が減り、部分修繕の回数が減るなどの効果が出ています。

また、保全工事の計画に当たっては、施設状況の調査結果等に基づいて優先

順位を設定し工事の順序を入れ替えるなどの見直しを行い、必要な工事を適正な時期に実施するよう努めました。

② スピード修繕

保全工事計画の対象とならない小規模な施設や即応が求められる施設においては、スピード修繕を実施してきました。スピード修繕は、保育園や児童館などの子育て施設や地区センターなどの地域コミュニティ施設の内装を主な対象として行ってきました。平成 29（2017）年度から令和 3（2021）年度までの5年間で、子育て施設については 152 施設、地域コミュニティ施設は 122 施設、その他施設で 24 施設の内装を中心にスピード修繕に取り組んできた結果、「部屋が明るくなった」「雰囲気良くなった」「きれいになって気持ちいい」といった声をいただいています。スピード修繕は、保全工事計画と相まって、施設の長寿命化や施設利用の活性化に寄与していることから、今後も引き続き取り組んでまいります。

③ 建築物系公共施設の有効活用

平成 29（2017）年 3 月の方針策定から今回の改定までの 5 年間で、亀が岡保育園や東立石保育園など保育園の民営化を進めてきたほか、渋江憩い交流館や区画整理課庁舎、飯塚幼稚園、立石駅前保育園などの施設は廃止や転用を行い、にこわ新小岩などの施設の複合化など、効果的・効率的な活用を着実に進めてきました。

一方、新たな整備としては、学校内に学童保育クラブの設置を進めているほか、地域の課題への対応として「子ども発達センター分室（堀切、新小岩）」、多世代の交流拠点として「金町駅前活動センター」、スポーツに取り組む環境整備及び東京 2020 オリンピックのレガシーとなるよう「東金町運動場スポーツライミングセンター」の整備などを行ってきました。

● 5年間で新設・廃止等を行った主な施設

施設類型	施設名称	新設・廃止等
コミュニティ	金町駅前活動センター	新設
健康・福祉	子ども発達センター新小岩分室	新設
子育て支援	子ども未来プラザ鎌倉	新設
	子ども未来プラザ西新小岩	新設
	本田保育園	民営化
	亀が岡保育園	民営化
	東立石保育園	民営化
	新小岩保育園	民営化

学校教育	西小菅小学校	一部改築・改修
	東金町小学校	改築
	本田中学校	一部改築・改修
	小松中学校	改築
	飯塚幼稚園	廃止・転用
社会教育	にいじゅく地区図書館	改築
	図書サービスカウンター亀有（ミッカ）	新設
スポーツ	東金町運動場スポーツライミングセンター	新設
	鎌倉公園プール	廃止
行政	政策企画課分室	新設
	児童相談所開設準備室	新設
	区画整理課庁舎	廃止
その他	地区振興館	廃止

④ 学校改築

東金町小学校や小松中学校をはじめとした小・中学校の改築事業を計画的に進めています。児童・生徒が主体的に考え学ぶ自学自習を習慣付けられるよう「学習センター（学校図書館）」の整備や、健康への配慮を重視して換気機能の向上を図り、また、室内の色彩や形状の工夫など学習環境の向上などに取り組んでいます。バリアフリートイレやエレベーターの整備といった、ユニバーサルデザイン化や、太陽光発電の導入やメンテナンスのしやすい部材を採用するなど、環境や維持管理に配慮した整備を進めています。そのほか、学校避難所標準スタイルに基づき、浸水対応型拠点建築物として整備することで防災機能面の強化を図っています。

⑤ 職員の意識啓発

公共施設等の有効活用について、葛飾区公共施設等経営推進本部で、庁内調整を図ってきたことにより、施設のあり方や有効活用などの必要性を職員が意識する機会が増えました。また、日常点検チェックシートを使った施設の点検を各施設所管課が行ったことで、施設担当職員が日常的な施設点検を行うことが習慣化され、施設維持管理への意識が高まったと考えています。

(3) 方針策定以降 5 年間における新たな課題と方針の改定

上記の取組を進める中で、方針策定から5年以上が経過し、令和3(2021)年度には上位計画である「葛飾区基本構想」及び「葛飾区基本計画」が新たに策定されました。また、持続可能なまちづくりを目指すSDGs※¹の推進、「ゼロエミッションかつしか」を進めるための公共施設のZEB※²化推進の検討、「スマートかつしか」の実現を進めるためのDX※³の導入推進など、公共施設等のあり方に大きく影響を与える新たな社会課題への対応が急務となりました。そこで、現方針の基本的な考え方である「公共施設の効果的・効率的な活用」という根幹は継承しながら、新たな課題に対する考え方やそれら課題への対応等を取り込み、「時代に合った魅力ある公共施設」を目指す経営基本方針へと改定してまいります。

※¹SDGs … 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称。2015年9月、ニューヨーク国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」にて採択された成果文書。2030年を目標年とし、人間、地球及び繁栄のための行動計画として宣言された。17の目標と169のターゲットからなる。葛飾区においても、SDGsの実現に向けて積極的に取り組んでいる。

※²ZEB … 「Net Zero Energy Building」の略称。先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

※³DX … デジタルトランスフォーメーション。企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データやデジタル技術を活用して、製品やサービス、ビジネスモデルを変革し、提供価値の方法を抜本的に変えること。

1-2 方針の理念

本方針を推進していく上では、一人一人の職員が区民に対して最高の行政サービスを提供することを念頭において実践していく必要があります。

安全・安心で快適であるか、利用しやすいか、心遣いが行き届いているかなど、絶えず熟考しながら、区民の満足度を高めていくことこそを最も大切な視点とし、各公共施設が区民サービスの向上に効果的・効率的に寄与できることを目指します。

1-3 方針の位置付け

本方針は、令和3（2021）年に改定した「葛飾区基本構想」及び「葛飾区基本計画」の主旨を踏まえながら、「葛飾区区民サービス向上改革プログラム」や「葛飾区都市計画マスタープラン」（令和5（2023）年度中に改定予定）など、これまでに本区が策定した公共施設等に関連する計画や方針などと整合したものとしてまいります。

今後策定していく公共施設等の個別の整備方針や計画については、本方針を踏まえて策定することになります。

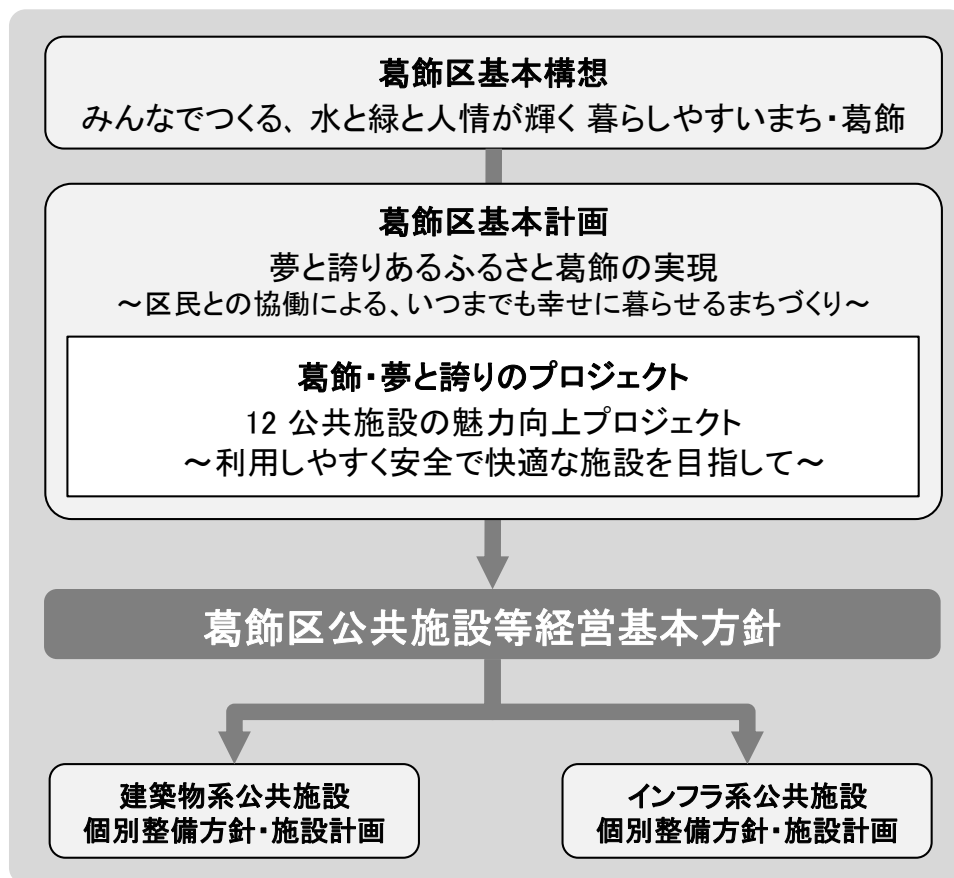


図 本方針の位置付け

1-4 方針の対象範囲

本方針は、本区が管理する建築物系公共施設※とインフラ系公共施設を対象とします。建築物系公共施設は、施設の用途や目的、機能などから類型化し、下表のとおり 11 に分類します。インフラ系公共施設の対象は、「道路施設（区道、橋梁）」、「公園施設」とします。

※ 本区が管理する建築物系公共施設

- ① 令和 4（2022）年 7 月 31 日現在の「葛飾区公有財産表」に記載されている建物
- ② 区がリース契約により整備した建物
- ③ 区が使用許可又は貸付けを受けている建物又は建物の一部
- ④ 区が借り上げている建物

表 本方針の対象範囲

施設類型		主な対象施設
(1) コミュニティ	■地域活動施設	地区センター、金町駅前活動センター
(2) 文化	■文化施設	かつしかシンフォニーヒルズ
(3) 産業	■産業関連施設	テクノプラザかつしか、東四つ木工場ビル
	■観光関連施設	観光文化センター、山本亭
(4) 健康・福祉	■健康・医療・衛生施設	保健所、休日応急診療所
	■高齢者支援施設	シニア活動支援センター、元区立特養ホーム
	■障害者支援施設	障害者福祉センター、障害者通所施設
(5) 子育て支援	■子ども・家庭支援施設	子ども未来プラザ、保育園
(6) 街づくり・環境	■区民提供住宅	区営住宅、シルバーピア住宅
	■交通施設	駐車場、自転車駐車場
	■公園・水辺施設	静観亭、和楽亭、水元小合溜水質浄化センター
	■防災・生活安全施設	備蓄倉庫、消費生活センター
	■環境関連施設	かつしかエコライフプラザ
(7) 学校教育	■学校教育施設	小学校、中学校、幼稚園
(8) 社会教育	■生涯学習施設	郷土と天文の博物館、図書館
	■地域教育施設	水元スポーツセンター公園子ども動物広場
(9) スポーツ	■スポーツ施設	奥戸・水元総合スポーツセンター
(10) 行政	■庁舎	総合庁舎、区民事務所、福祉事務所東庁舎
	■事務所・作業所	政策企画課分室、すぐやる課分室
	■職員施設	職員人材育成センター、職員寮
(11) その他	■人権啓発施設	男女平等推進センター、同和対策仮奥戸集会所
	■その他施設	旧地域コミュニティ施設、旧学校
(12) インフラ	■道路施設	区道、橋梁
	■公園施設	公園

1-5 方針の適用期間と見直し

本区の建築物系公共施設は、特に昭和 40 年代から 50 年代に整備されたものが多く、建物の不具合が顕著にみられる目安である築 30 年を経過した施設が約 8 割以上を占め、今後 30 年間は躯体や設備等の更新、長寿命化への対応などがより一層求められていくと想定されます。

そのため、この間における施設の更新や計画的・予防的修繕による施設の長寿命化など公共施設等の効果的・効率的な活用については、本方針に基づいて対応を図ってまいります。

ただし、施設の整備状況や社会環境の変化に的確に対応していくため、本方針は今回と同様、適宜見直しを図っていくものとします。

第2章

公共施設等の現況及び将来の見通し

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

2-1 公共施設等の現況

本区が管理する建築物系公共施設とインフラ系公共施設の現況を示します。

(1) 建築物系公共施設の現況

① 建築物系公共施設の施設数と延床面積

本区が管理する建築物系公共施設は 483 施設、総延床面積は約 84.8 万平方メートルです。施設類型ごとの施設数と延床面積は、次表のとおりです。

表 施設類型ごとの施設数と延床面積の関係

施設類型		施設数		延床面積	
		(施設)	割合	(万㎡)	割合
コミュニティ	地域活動施設	74	15.3%	4.93	5.8%
文化	文化施設	2	0.4%	2.53	3.0%
産業	産業関連施設	5	1.0%	1.15	1.4%
	観光関連施設	4	0.8%	0.42	0.5%
健康・福祉	健康・医療・衛生施設	9	1.9%	0.78	0.9%
	高齢者支援施設	14	2.9%	2.64	3.1%
	障害者支援施設	18	3.7%	1.55	1.8%
子育て支援	子ども・家庭支援施設	134	27.7%	5.23	6.2%
街づくり・環境	区民提供住宅	33	6.8%	3.87	4.6%
	交通施設	9	1.9%	3.16	3.7%
	公園・水辺施設	3	0.6%	0.27	0.3%
	防災・生活安全施設	31	6.4%	0.41	0.5%
	環境関連施設	2	0.4%	0.13	0.2%
学校教育	学校教育施設	79	16.4%	46.76	55.2%
社会教育	生涯学習施設	15	3.1%	2.11	2.5%
	地域教育施設	1	0.2%	0.03	0.1%
スポーツ	スポーツ施設	11	2.3%	3.34	3.9%
行政	庁舎	19	3.9%	3.36	4.0%
	事務所・作業所	5	1.0%	0.11	0.1%
	職員施設	3	0.6%	0.34	0.4%
その他	人権啓発施設	2	0.4%	0.26	0.3%
	その他施設	10	2.1%	1.36	1.6%
全施設の合計		483	100.0%	84.8	100.0%

(令和4(2022)年7月31日現在)

※ 割合を示すグラフは、相対値を示します。

※ 割合は小数点第2位以下四捨五入しているため、分類ごとの割合を合計しても100%になりません。

② 施設類型ごとの施設数

施設類型ごとの施設数は、保育園・学童保育クラブなどの「子ども・家庭支援施設」が134施設で全体の27.7%を占めています。次いで小学校・中学校などの「学校教育施設」(79施設・16.4%)、地区センター・交流館などの「地域活動施設」(74施設・15.3%)と続き、この3つの施設類型で建築物系公共施設全体の約60%を占めています。

③ 施設類型ごとの延床面積

施設類型ごとの延床面積は、小学校・中学校などの「学校教育施設」が約46.76万平方メートルで延床面積全体の55.2%を占めています。次いで保育園・学童保育クラブなどの「子ども・家庭支援施設」(約5.23万平方メートル・6.2%)、地区センター・交流館などの「地域活動施設」(約4.93万平方メートル・5.8%)と続き、3つの施設類型で建築物系公共施設全体の約68%を占めています。

④ 建築物系公共施設の整備状況

本区の建築物系公共施設は、昭和30年代から60年代にかけて、小学校・中学校などの「学校教育施設」、保育園・学童保育クラブなどの「子ども・家庭支援施設」が多く整備されました。また、昭和50年代から平成初期にかけては、地区センター・交流館などの「地域活動施設」、区営住宅などの「区民提供住宅」、テクノプラザかつしかなどの「産業関連施設」や総合スポーツセンターなどの「スポーツ施設」のように、多岐の分野にわたって施設整備が行われてきました。

また、令和2(2020)年1月に策定した子ども未来プラザガイドラインにより子ども未来プラザの整備を進めており、令和4(2022)年度現在までに子ども未来プラザ鎌倉と子ども未来プラザ西新小岩を開設しています。

令和3(2021)年11月には、様々な世代の人たちに幅広く活用してもらえるよう、キッズスペースやライブラリースペースなど、予約不要で利用できる活動施設として、金町駅前活動センター(カナマチぷらっと)を開設しました。

さらに、令和4(2022)年7月には、児童会館、新小岩学び交流館、上平井保育園、新小岩保健センターを集約・再編し、前記の子ども未来プラザ西新小岩と児童発達支援事業所、新小岩保健センター、新小岩地域活動センターを併設した複合施設「にこわ新小岩」の開設に至りました。そして様々

な分野にわたるサービスを相互に連携させ、一体的に提供する体制の整備も図りました。

このように、時代や社会の要請、区民ニーズに応じて整備をしつつ、新たな施設は集約・複合化を検討するなどし、効果的・効率的な施設の整備に努めています。



にこわ新小岩

⑤ 建築物系公共施設の災害対策の状況

●耐震化の状況

本区では、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の規定に基づく「葛飾区耐震改修促進計画」（令和4年3月一部改定）を策定しています。

「葛飾区耐震改修促進計画」は、地震による建築物の被害を未然に防ぎ、区民の生命と財産を保護するため、区内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を計画的かつ総合的に促進し、災害に強い葛飾区を実現することを目的とするものです。

「葛飾区耐震改修促進計画」で対象としている防災上重要な区有建築物の耐震化については、全て完了しています。防災上重要な区有建築物は、多くの区民に利用されるとともに、災害時の活動拠点、避難施設など重要な役割を担っています。

●様々な災害対策機能

洪水緊急避難建物の指定

区では、ハザードマップの浸水深に基づき、浸水をしないフロアがある210箇所（令和4（2022）年9月現在）の区有建築物を「洪水緊急避難建物」として指定しています。

本区は川に囲まれた低地にあるため、堤防決壊等により万が一、大規模な水害が発生すると、浸水が数週間継続すると想定されています。川の氾濫により浸水のおそれがある場合、遠方に避難をする時間的余裕がないときは、生命を守るために中高層建築物に、緊急的・一時的に避難します。

洪水緊急避難建物には、入口等の分かりやすい場所にピクトグラムプレート（絵文字看板）を設置して、簡易トイレやアルミブランケットの備蓄を行っています。



帰宅困難者一時滞在施設の確保

大規模な災害が発生した場合、公共交通機関の停止、道路の渋滞等により、多くの帰宅困難者が発生し、駅周辺や大規模集客施設などで混乱が想定されます。そのため、帰宅困難者の一斉帰宅を抑制し、大渋滞により緊急車両が到着できないといった状況を防止することが必要です。

区では、駅周辺の公共施設を帰宅困難者の一時滞在施設に指定するとともに、学校・保育施設等は、園児、児童、生徒等が帰宅困難となった場合に備えて、施設内に食料、飲料水を備蓄しています。

なお、区は、大規模集客施設や民間施設の管理者等と協定を締結し、帰宅が可能になるまでの間、一時的に滞在できる施設を確保しています。

⑥ 温室効果ガス排出量の現況

区役所は、区内最大規模の事業者であり、エネルギー消費者でもある立場から、「葛飾区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、率先して区の事務事業における温室効果ガス排出量の削減や、環境への負荷を減らすための具体的な取組を進め、令和12（2030）年度までに温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比で51%削減することを目標としています。

区が実施する事務事業から排出される温室効果ガスは、令和3（2021）年度において、基準年度（平成25（2013）年度）比で24.9%削減されています。これは照明や機械、冷暖房などの設備の高効率化や日頃の使い方などによって電気使用量が減少したことが主な理由と考えられます。

なお、本区全体における温室効果ガス排出量及び区の事務事業を含む区内の業務部門からの排出量も減少傾向にあります。これは、省エネに対する意識の高まりや設備の省エネ化が進んでいることが区内の温室効果ガス排出量の削減を押し進めているものと考察されます。

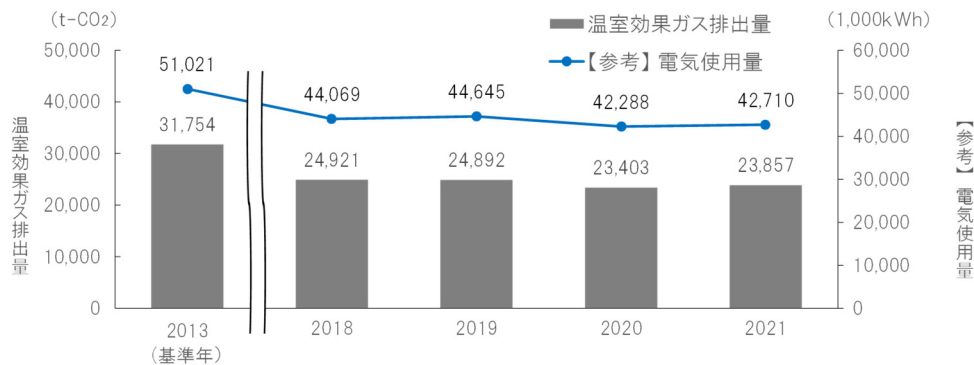


図 区が実施する事務事業から排出される温室効果ガス排出量の推移

出典 令和3（2021）年度における環境行動推進状況報告書（葛飾区資料）

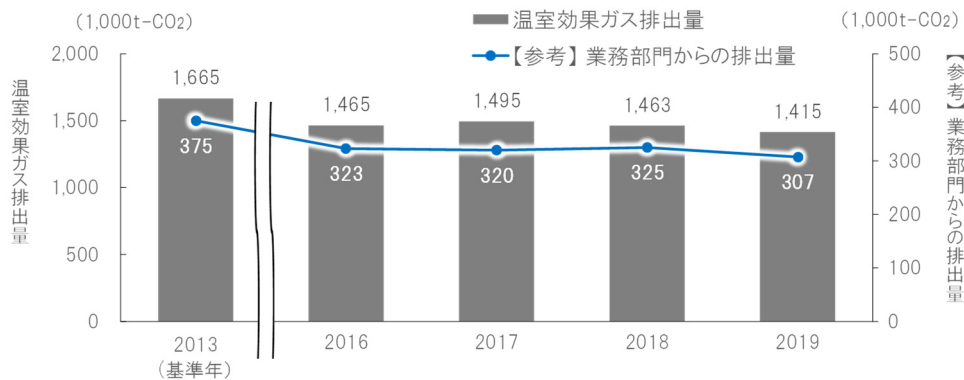


図 本区全体からの温室効果ガス排出量の推移

出典 特別区の温室効果ガス排出量（1990年度～2019年度）
（2022年3月オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」）

(2) インフラ系公共施設の現況

① インフラ系公共施設の総量

本区が管理するインフラ系公共施設の総量は、次表のとおりです。

表 インフラ系公共施設の総量

種 別	総 量
区 道	延長 : 846 キロメートル 道路面積 : 5.5 平方キロメートル
橋 梁	橋 数 : 26 (3) 橋 () 内は歩道橋 延長 : 2,217 メートル 橋梁面積 : 18,301 平方メートル
公 園 (児童遊園含む)	公園数 : 316 箇所 公園面積 : 106.7 ヘクタール

出典 区道 第57版 葛飾区の現況 令和4年度版
橋梁 令和元年 葛飾区橋梁長寿命化修繕計画(更新)
公園 第57版 葛飾区の現況 令和4年度版

② インフラ系公共施設の整備状況

本区が管理するインフラ系公共施設の整備状況を種別ごとに示します。

●区道

区道については、昭和48(1973)年度から着手した公共下水道事業に併せ、舗装や排水施設などの改修整備を進め、下水道普及率がおおむね100%を達成した平成7(1995)年度までに、ほぼ区内全域の道路の改修整備が完了しました。また、昭和50年代後半からは、下水道の普及により不要となった水路の埋立てを進め、緑道やコミュニティ道路などに生まれ変わりました。

しかし、整備の早かった地区では、供用開始から50年近く経過しており、道路の損傷が進行しています。

●橋梁

本区が管理している橋長2m以上の橋梁は29橋あります。このうち、供用期間が50年を超える橋梁は現在15橋あり、今後10年のうちには21橋、20年後には24橋に増加し、老朽化が急速に進行していきます。

●公園

公園については、昭和20年代の土地区画整理事業による「運動広場」や、神社や寺院の境内を借りて「児童の遊び場」としての整備が始まりました。当時は、東京都による広場整備が中心でしたが、区立公園条例の施行により、区立公園の整備が進みました。

公園の開設当初は、もっぱら、遊びや野球などの利用目的に沿ったものでしたが、社会的なニーズを受けて、交通安全教育の充実、水とのふれあい、健康をテーマとする公園などを整備してきました。さらに、近年では、環境共生型の公園や防災活動拠点公園などの整備を進めているほか、ユニバーサルデザインに対応した施設の整備も求められています。

2-2 総人口や年代別人口についての今後の見通し

本区の総人口は、昭和 55（1980）年以降 42 万人程度の水準で推移してきました。平成 12（2000）年以降は都心回帰の傾向から増加に転じています。しかし、令和 7（2025）年以降は減少局面を迎え、徐々に減少が進む見通しです。

生産年齢人口（15～64 歳）と年少人口（15 歳未満）は令和 7（2025）年から減少局面に入り、今後も令和 42（2060）年に向けて減少していくことが見込まれます。

老年人口（65 歳以上）は、令和 32（2050）年までは増加基調が続き、区の人口の約 30%に達する見込みです。

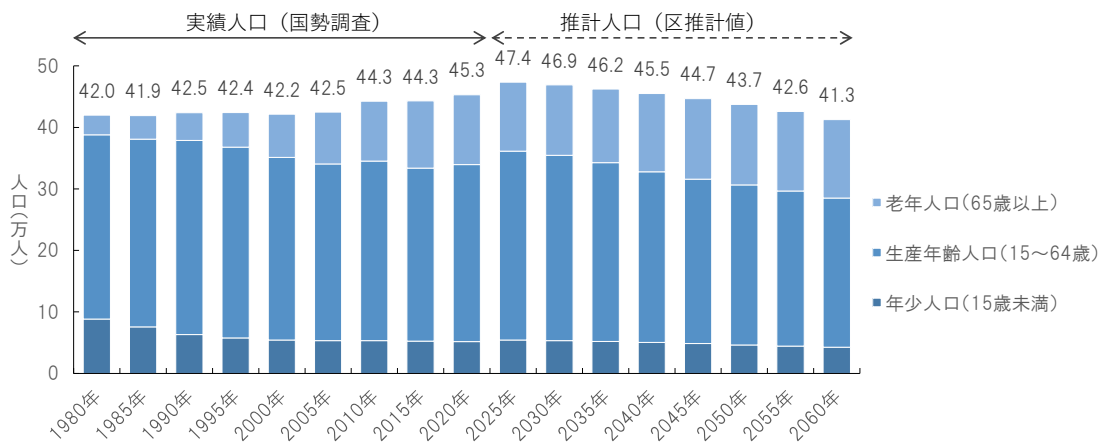


図 総人口及び年齢3区分別人口の推移と見通し

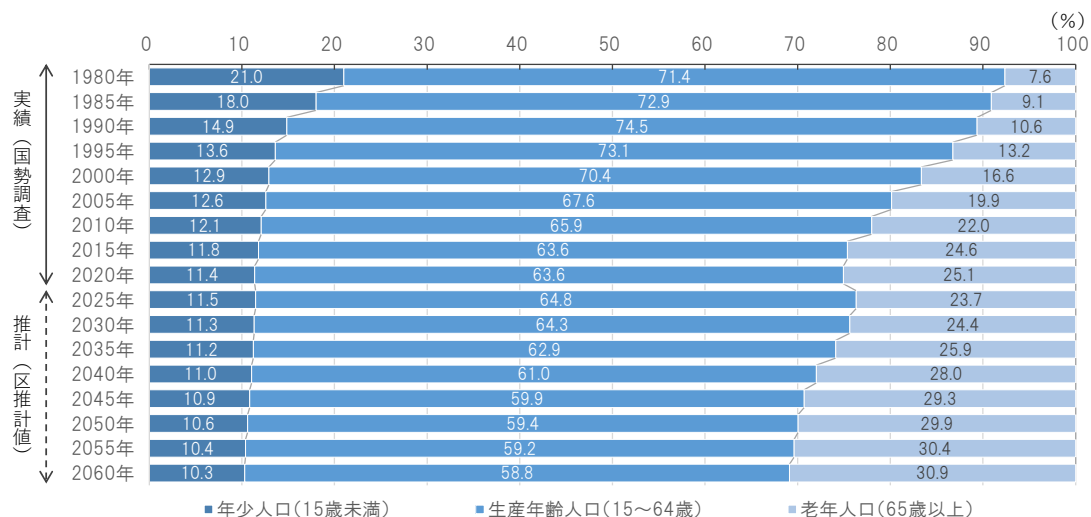


図 年齢3区分別人口構成の推移と見通し

出典 実績人口 国勢調査

推計人口 葛飾区基本構想（説明資料）（令和 3（2021）年 葛飾区）

2-3 公共施設等の将来更新費用及び財源の見込みなど

現在本区が管理する公共施設等について、長寿命化を図りながら現状のまま維持・更新した場合にどれだけの経費が必要になるのかを試算します。試算に当たっては、「葛飾区有建築物保全工事計画策定方針」や「葛飾区橋梁長寿命化修繕計画（更新）」で試算されている期間を参考に、長寿命化を図りながら現状のまま維持した場合に多数の施設が更新対象となる今後50年間（令和4（2022）年度から令和53（2071）年度）の将来更新費用を推計します。その上で、直近5年間（平成29（2017）年度から令和3（2021）年度）における実際の工事請負費（予算額）の平均額と比較します。

（1）公共施設等の将来更新費用の推計

将来更新費用については、今後策定する個別整備方針や施設計画などと異なる場合があります。

① 建築物系公共施設の将来更新費用

建築物系公共施設の将来更新費用は、令和4（2022）年度からの50年間で約6,527億円と試算され、平均すると1年あたり約130.5億円かかる見込みです。なお、更新の際に建築物系公共施設をZEB化すると、将来更新費用は令和4（2022）年度からの50年間で約7,050億円と試算され、平均すると1年あたり約141億円かかる見込みです。

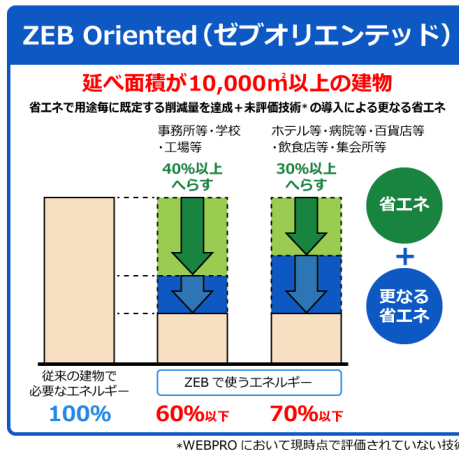
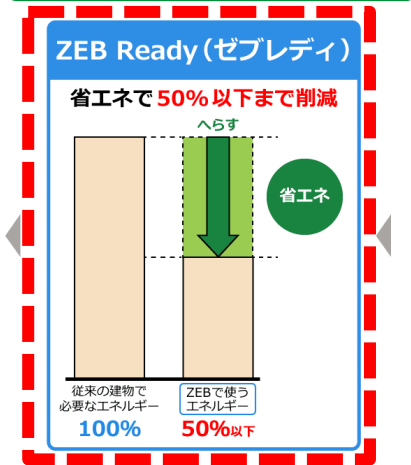
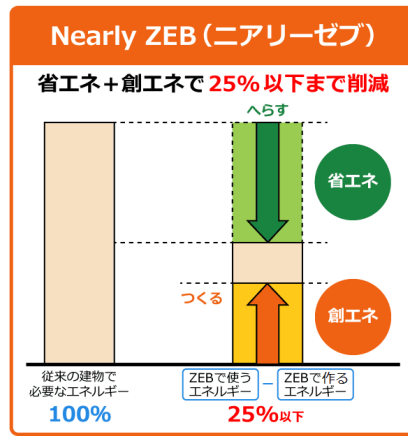
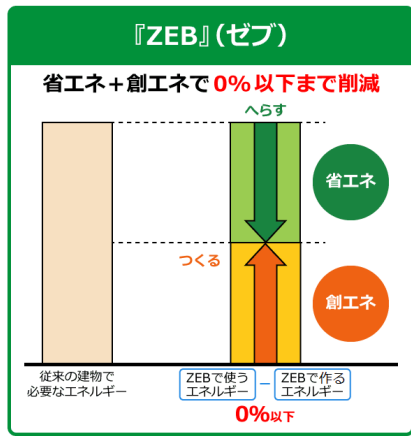
（試算方法）

- 区有建築物のうち延床面積100平方メートル以上の施設を対象に、改修周期と建替え周期により更新費用を算出しています。
- 床、壁、天井を含む建物を構成する全ての部位を対象としています。また、改修周期は、「葛飾区有建築物保全工事計画策定方針」を準用し、本区独自で作成した改修単価を使用して算出しています。
- 建替え費用は、1平方メートルあたり30万円に物価上昇係数1.131を掛けて算出し、既存施設相当に建替えることを想定し算出しています。
- 算出された直接工事費に間接比率として1.35の係数を乗じています。

（ZEB費用試算方法）

- 区有建築物の建替え、改築の際に「ZEB Ready（※）相当」を目指すことを前提に算出しています。
- 区有建築物のZEB化に要する費用は、ZEB設計ガイドライン学校編（2019年3月）等を参照し、割増係数を上記将来更新費用の8%として算出しています。

【参考】ZEB Ready とは？



*WEBPROにおいて現時点で評価されていない技術

環境省 HP「ZEB PORTAL (ゼブ・ポータル)」

再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量を削減した建築物

② インフラ系公共施設の将来更新費用

●区道

区道に係る将来コストは、令和4（2022）年度からの50年間で約620億円と試算され、平均すると1年あたり約12.4億円かかる見込みとなります。

（試算方法）

- 特別区道の面積と舗装の更新年数及び工事単価より、更新費用を算出しています。（排水施設、土工構造物、道路附属物等を除く。）
- 更新年数は、これまでの舗装工事履歴及び舗装点検結果から作成した劣化予測モデルより、舗装が寿命に達するまでの年数を求めたものです。
- 工事単価は、予防保全型で修繕を行った場合の標準的な舗装構造を設定し算出しています。

●橋梁

橋梁に係る将来コストは、令和4（2022）年度からの50年間で約61億円と試算され、平均すると1年あたり約1.2億円かかる見込みとなります。

（試算方法）

- 予防保全型で管理した場合の修繕費を算出しています。
- 令和元（2019）年度「葛飾区橋梁長寿命化修繕計画（更新）」で対象としている橋梁を対象とし算出しています。
- 令和元（2019）年度「葛飾区橋梁長寿命化修繕計画（更新）」の試算は令和元（2019）年から令和50（2068）年までの50年であるため、令和51（2069）年から令和53（2071）年分については、橋梁長寿命化修繕計画期間内の維持管理費の平均値としています。

●公園

公園に係る将来コストは、令和4（2022）年度からの50年間で約590億円となり、平均すると1年あたりの更新費用は約11.8億円となります。

（試算方法）

- 令和元（2019）年度「葛飾区公園・河川等総合管理計画」の公園区分ごとの工事単価及び面積を引用しています。
- 今後50年間の改修回数は、開園年度及び直近の改修履歴を基に改修周期を一律40年で算出しています。

(2) 財政状況及び将来見通し

① 歳入決算の状況

歳入は令和元(2019)年度までは2,000億円前後で推移していました。令和2(2020)年度は、特別定額給付金などの新型コロナウイルス感染症対策に伴う国庫支出金や都支出金の増などにより一時的に増えています。

近年の自主財源^{*}比率は、おおむね30%前後で推移しています。

^{*} 歳入のうち自治体が自ら調達する特別区税や使用料などのこと。歳入に占める自主財源比率が大きいほど、財政運営の自主性と安定性が確保できるとされている。

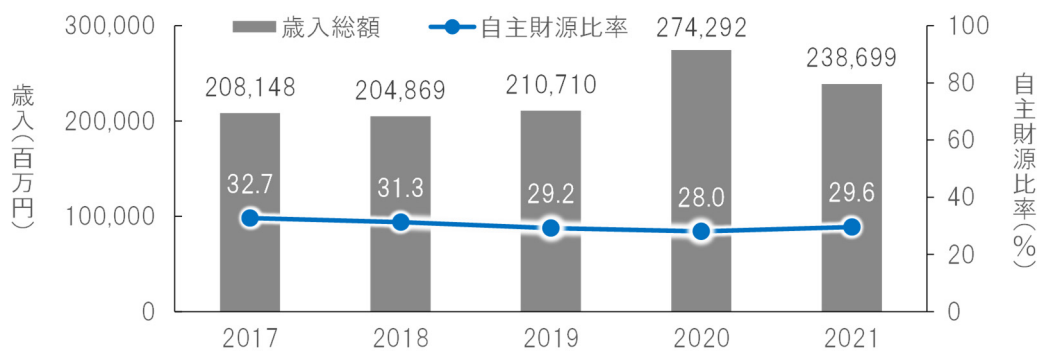


図 歳入総額及び自主財源比率の推移

出典 葛飾区財務報告書

② 歳出決算の状況

歳出は令和元(2019)年度までは1,900億円前後で推移していましたが、令和2(2020)年度は、特別定額給付金などの補助費等の増などにより一時的に増えています。公共施設等の更新や整備などの経費である投資的経費が占める割合は、全体の11~12%前後で推移しています。

今後は、介護・医療・福祉等の社会保障関連経費が増加するなど、歳出総額に占める義務的経費の割合が高水準で推移することが見込まれるため、投資的経費の計画的な確保が必要になると考えられます。

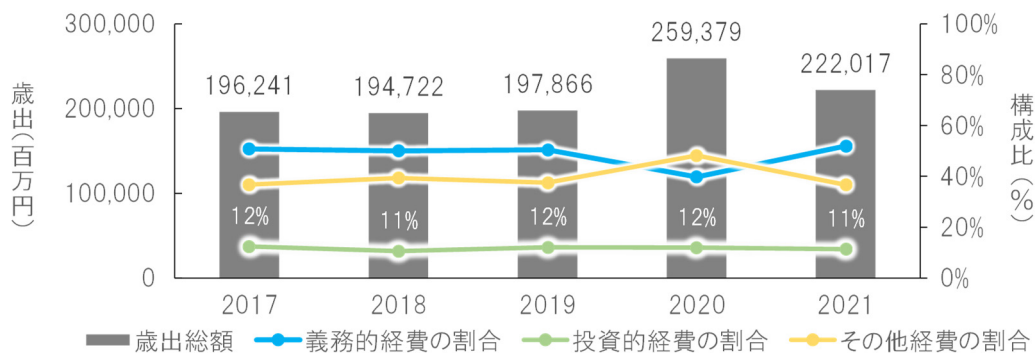


図 歳出総額及び内訳比率の推移

出典 葛飾区財務報告書

③ 工事請負費の状況

平成29（2017）年度から令和3（2021）年度までの本区における公共施設等の更新に係る工事請負費（予算額）の平均は、約130.5億円です。

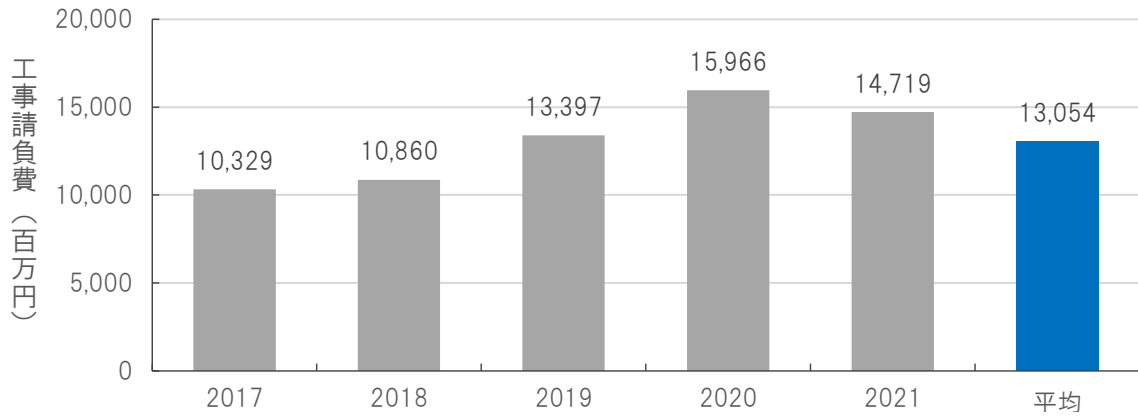


図 本区における工事請負費の推移

出典 葛飾区予算説明書

(3) 公共施設等のこれまでと将来の更新費用の比較

本区が管理する公共施設等の長寿命化を図りながら現状のまま維持・更新し続けた場合に必要な将来更新費用は、令和4（2022）年度からの50年間で、建築物系公共施設は約6,527億円（ZEB化した場合約7,050億円）、区道は約620億円、橋梁は約61億円、公園は約590億円かかる見込みです。これらを合計すると、約7,798億円（ZEB化した場合約8,321億円）となり、平均すると1年あたり約156億円（ZEB化した場合約167億円）の更新費用が必要となります。

一方、平成29（2017）年度から令和3（2021）年度までの本区における公共施設等に係る工事請負費（予算額）の平均は、1年あたり約130.5億円となっています。このことから、1年あたりの将来更新費用と工事請負費（予算額）の差は、約26億円（ZEB化した場合約36.5億円）となります。

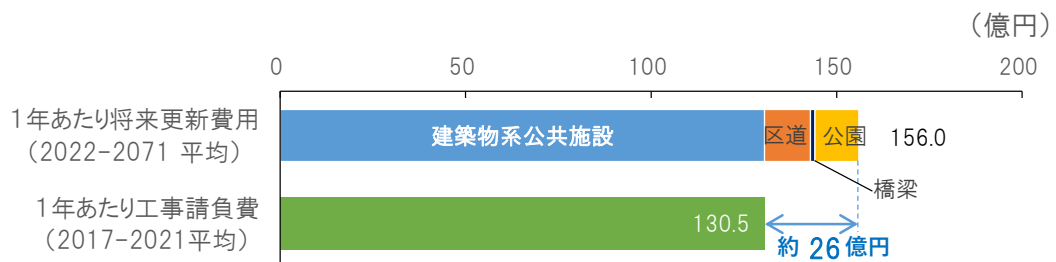
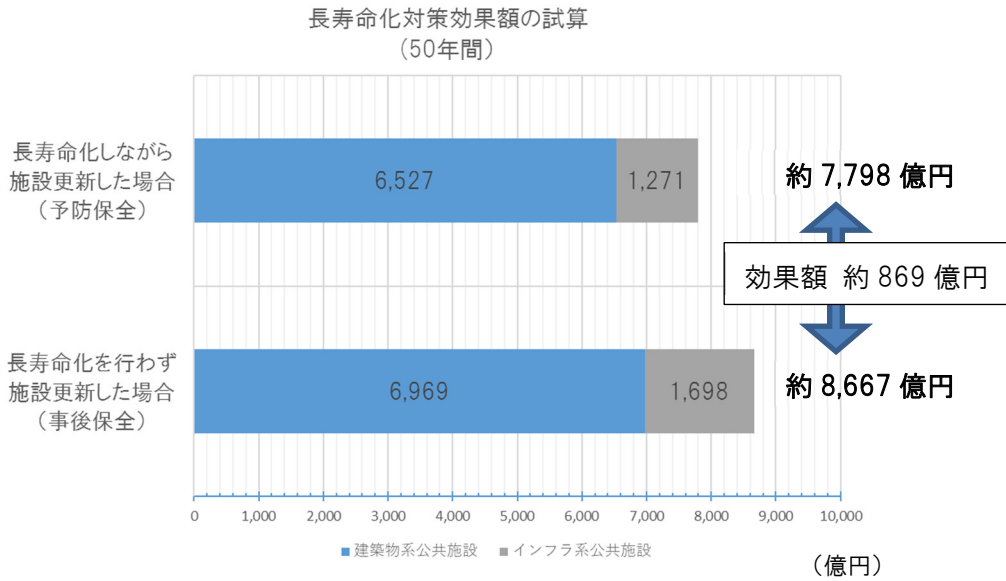


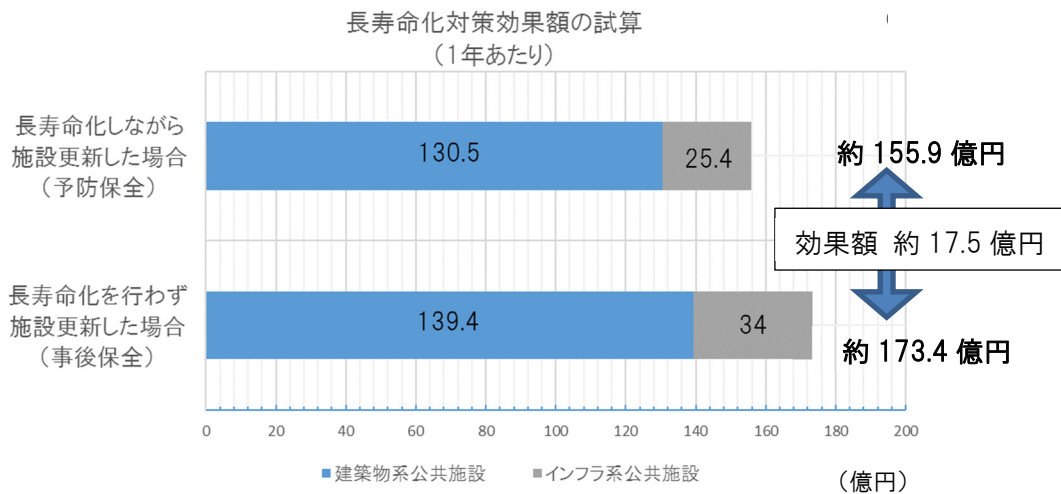
図 1年あたりの将来更新費用と工事請負費の差

【参考】長寿命化対策による効果額の試算

公共施設等を長寿命化しながら更新した場合（予防保全）と、長寿命化を行わずに更新した場合（事後保全）の今後50年あたりの更新費用を比較すると、約869億円の差（効果額）が生じます。このことから長寿命化のための計画的・予防的な保全が今後必要であることが分かります。



1年あたりに平均すると約17.5億円の差となります。



第3章

公共施設等の経営の基本的な方針

第3章 公共施設等の経営の基本的な方針

3-1 基本的な視点

「第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、本区における公共施設等を経営していくに当たり、サービス（ソフト）・ストック（ハード）・コストの3つの視点に着目します。

●視点1：サービス（ソフト）

【公共施設等に求められるニーズの変化】

葛飾区人口ビジョン（2021年）によれば、本区では、生産年齢人口と年少人口が令和7（2025）年以降は減少局面を迎えます。一方、老年人口は、令和32（2050）年まで増加基調が続き、区の人口の約30%に達する見込みです。このような将来の人口構造の変化によって、今ある公共施設等の機能が将来の区民のライフスタイルに合わなくなることが予想されます。また、社会情勢の変化により、区民サービスの提供方法を見直す必要性も生じてきます。

そのためには、施設の利用状況や使われ方などを不断にチェック・把握し、今後どのような施設が求められるのかを見極めていく必要があります。

さらに、急速に進む社会全体のデジタル化に対応し、区民サービスの更なる向上や効率的な行政運営を実現していくためには、公共施設等の運営や維持管理等においても、デジタル技術の効果的な活用により既存のサービスや業務を変革していくデジタルトランスフォーメーションの取組が重要になります。

●視点2：ストック（ハード）

【進行する公共施設等の老朽化】

本区の公共施設等は、今後、築30年以上を経過する施設の割合が増え、適切な維持管理を実施せずに使用し続けると、施設の快適な利用だけでなく、安全性の確保についても支障をきたすことが懸念されます。計画的な保全工事を進めるとともに、日常点検などにより施設の状況をチェック・把握し、適正な時期に適切な改修や修繕を実施することが必要です。

また、建物の高断熱化や再生可能エネルギーの導入など、省エネ性能や創エネ性能を高めるZEBの標準化を可能な限り検討し、持続可能な施設にしていくことも必要です。

【参考】公共施設の老朽化

本区の公共施設における老朽化の状況は、施設の老朽化度合いを表す指標の一つである有形固定資産減価償却率から見ると、次のとおりとなります。

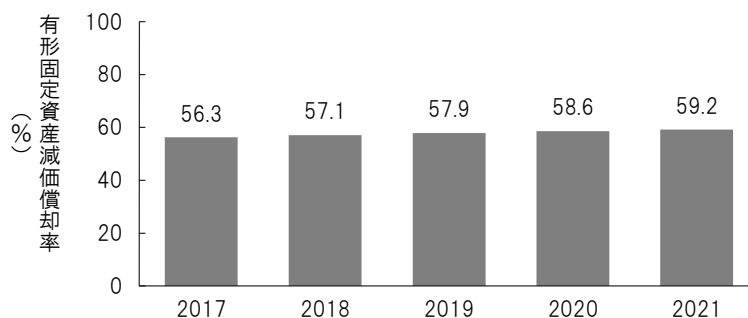


図 有形固定資産減価償却率の推移

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

出典：令和3年度葛飾区財務報告書

有形固定資産減価償却率とは？

土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価格に対する減価償却の割合のことで、施設の老朽化をチェックできる指標の1つです。この比率が高いほど、耐用年数に近い資産、つまり老朽化の進行した資産が多いことを示しています。上図のとおり、平成29（2017）年度以降のグラフを見ると、年々上昇しており、公共施設の老朽化が進んでいることが分かります。

●視点3：コスト

【財政状況の変化】

公共施設等の適正な維持管理・更新など、適切な公共施設マネジメントを進めていくためには多額の費用が必要になります。しかし、本区の財政状況を取り巻く環境は、社会情勢とともに変化し、高齢化の更なる進行による社会保障関連経費の増加などにより、今後、公共施設等の維持管理や更新・改修に係る投資的経費の確保が厳しくなりつつあります。今後も公共施設等で持続可能な行政サービスを提供し続けることができるよう、相応の財源を計画的に確保するとともに、ソフト・ハードの両面から公共施設等の効果的・効率的な活用に継続して取り組み、無駄のない適切な公共施設マネジメントを推進していく必要があります。

また、持続可能なまちづくりに向けて建物のZEB化を推進したり、ユニバーサルデザインに対応していくなど、新たな社会課題を踏まえると、相応のコスト

負担が必要になってくるものと想定されます。

現段階での試算では、ZEB 化した場合の将来更新費用は今後 50 年間で約 7,050 億円となり、ZEB 化しない場合と比べ約 523 億円増となりますが、同時に光熱費は従来の使用料の 40～50%減を図れると想定しています。

(光熱費の従来使用料からの削減割合について)

- 「ZEB Ready 相当」を目指すことを前提にしています。
- 光熱費の削減割合 40～50%は、環境省・経済産業省・国土交通省「建築物の ZEB 化推進に向けた取組」を参照しています。

※OA 機器等の消費電力を除きます。

【参考】公共施設 ZEB 化の経費に関するシミュレーション

①事務所系施設（10,000 m²）の場合

第2章 2-3(1)①建築物系公共施設の将来更新費用に記載の ZEB 費用試算方法に基づいて、ZEB 化（ZEB Ready の場合）に要する工事費を試算すると約 3.66 億円になります。

$$\text{工事費} \cdots 458,055 \text{ 円 (工事} \text{m}^2 \text{単価)} \times 10,000 \text{ m}^2 \times 8\% = 366,444,000 \text{ 円}$$

光熱費は、同規模施設の実績を参照し1年あたり約 3,632 万円と設定し、OA 機器等の消費電力を除いた光熱費を試算すると1年あたり約 2,869 万円になります。

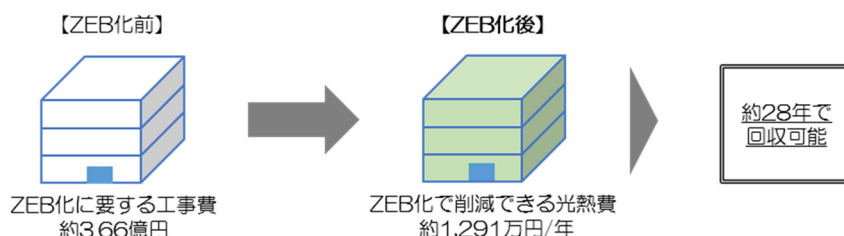
$$\text{光熱費} \cdots 36,317,413 \text{ 円 (想定光熱費)} \times 0.79 \text{ (OA 機器使用分以外)} = 28,690,756 \text{ 円}$$

ZEB 化することで光熱費を 45%削減できた場合、その削減額は年間で約 1,291 万円となります。

$$\text{削減額} \cdots 28,690,756 \text{ 円} \times 45\% = 12,910,840 \text{ 円}$$

これらの試算結果から、光熱費の削減により ZEB 化に要する工事費を回収できるまでに約 28 年を要することが導かれます。

$$\text{回収年} \cdots 366,444,000 \text{ 円} \div 12,910,840 \text{ 円} = 28.4 \text{ 年}$$

②事務所や区民利用等の複合施設（7,500 m²）の場合

〈光熱費を同規模施設の実績を参照し年間約 2,273 万円とした場合〉

①と同様の条件で 7,500 m²規模の施設の ZEB 化に必要な費用を試算すると、次のとおりとなります。

工事費は約 2.75 億円になり、ZEB 化することで削減できる光熱費は、OA 機器等の消費電力を除くと約 1,796 万円、そこから 45%削減できた場合、約 808 万円になります。

これらの試算結果から、光熱費の削減により ZEB 化に要する工事費を回収できるまでに約 34 年を要することが導かれます。

③区民利用施設（5,000 m²）の場合

〈光熱費を同規模施設の実績を参照し年間約 810 万円とした場合〉

①と同様の条件で 5,000 m²規模の施設の ZEB 化に必要な費用を試算すると、次のとおりとなります。

工事費は約 1.83 億円になり、ZEB 化することで削減できる光熱費は、OA 機器等の消費電力を除くと約 640 万円、そこから 45%削減できた場合、約 288 万円になります。

これらの試算結果から、光熱費の削減により ZEB 化に要する工事費を回収できるまでに約 64 年を要することが導かれます。

以上のことから、公共施設の ZEB 化により、CO₂ 排出量を抑えながら光熱費を削減することができます。施設規模や用途、消費電力量などによって回収期間に開きがありますが、光熱費の削減により一定期間で ZEB 化に要する工事費を回収することができます。

3-2 基本的な考え方

公共施設等を経営していくに当たり、次に掲げる考え方を実施していきます。

(1) 点検・診断の実施と使われ方のチェック

●建築物系公共施設

施設を所管する部署は、日常的な点検を通じて施設の状況を把握します。さらに、営繕部署が適宜、施設の安全性や機能性の点検を行うほか、建築基準法に基づく点検の結果について、工事履歴などの情報とともに「施設カルテ」に集約し、施設の修繕や維持管理に活用していきます。「施設カルテ」の情報は、適宜更新し、常に施設の状況が把握できる環境を整えていきます。

点検現場でのデジタル端末導入など ICT 化を進めるとともに、デジタルデータや 3 次元データを活用して精度向上や作業効率化を図ります。

また、施設の利用状況や使われ方のチェック、把握を全庁で徹底し、公共施設等の効果的・効率的な活用につなげます。

●インフラ系公共施設

施設を所管する部署は、日常的・定期的な点検のほか、必要に応じて適宜、点検を行います。点検の結果を保管し、施設の状況を常に把握できるデータベース環境を整えます。また、点検・診断・措置・記録といったメンテナンスサイクルを確立します。

点検現場に新技術を導入し、精度向上や作業効率化を図ります。

(2) 維持管理・修繕・長寿命化の実施

●建築物系公共施設

「葛飾区有建築物保全工事計画策定方針」（平成 28 年 2 月）に基づいて計画化された 5 か年の「葛飾区有建築物保全工事計画」に基づき、施設の計画的・予防的な修繕を実施し、施設の長寿命化を図ります。また、経済性や効率性、安全性などに留意して維持管理・修繕を行うとともに、バリアフリーや省資源・省エネルギー、防災機能の強化にも配慮して、施設の適切な保全を図ります。さらに、施設の利用状況や利用者のニーズを踏まえるとともに、施設の状況を適切にチェック・把握し、スピード修繕を実施するなどして、施設の快適性や機能性の向上も図ります。

●インフラ系公共施設

これまでに策定した「葛飾区道路管理計画」や「葛飾区橋梁長寿命化修繕計画（更新）」、「葛飾区公園・河川等総合管理計画」に基づき、予防保全型管理を基本とした計画的な修繕・改修を行い、施設の長寿命化を図ります。

(3) 施設更新の検討

●建築物系公共施設

施設の利用状況や使われ方のほか、地域課題や区民ニーズなどを踏まえ、施設で提供されるサービスのあり方を検討し、引き続きそのサービスを提供する必要があると判断される施設については、改築又は改修により施設更新を行います。

施設更新に当たっては、将来需要の変化や利用形態の変更に対応可能な施設、安全・安心な施設、脱炭素化や木質化などの環境負荷の低減に配慮した無駄のない効率的な施設の整備を検討します。

●インフラ系公共施設

住みやすく、安全・快適な都市基盤を整備するため、防災性の向上や地域のまちづくりの状況などを踏まえながら計画的かつ効率的に施設更新を行っていきます。

(4) 安全対策・災害対策の取組

●建築物系公共施設

日常的・定期的な点検と適切な維持管理を行い、施設の安全性を確保しながら今後の改築・改修においても必要な耐震性能を引き続き確保していきます。また、洪水緊急避難建物や帰宅困難者一時滞在施設といった施設の位置付けについて検討・調整するとともに、災害対応に必要な非常用設備、備蓄倉庫の整備を図ります。

現在、指定避難所となっている小中学校等については、令和元（2019）年度に策定した学校避難所標準スタイルに基づき浸水対応型拠点建築物への改築・改修を進めていますが、今後は、地区センターをはじめとする集会施設や、大規模複合施設など学校以外の公共施設についても、浸水深以上への必要機能の設置や広域停電に備えた電力の複数確保など、災害対応の仕様について基準を定め、設計の段階から検討・調整することで、区民の生命を守るため一定水準の災害対応機能を備えた施設の充実を図ります。

●インフラ系公共施設

日常的・定期的な点検と適切な維持管理を進め、安全を確保します。また、再開発などの機会を捉えた道路・公園・広場等の総合的な整備により、災害に強い、安全で快適な市街地の形成を目指します。

(5) ユニバーサルデザイン化の推進

本区では、「葛飾区ユニバーサルデザイン推進指針」（平成19年7月）に基づき、高齢の方や障害のある方を含む全ての方が、快適・円滑に活用できるようにユニバーサルデザインのまちづくりを進めています。

●建築物系公共施設

施設の改築に当たっては、誰もが使いやすく利用できる施設づくりを目指すユニバーサルデザインの考え方を最大限取り入れ、様々な案内表示や、出入口スロープ、階段手すり、バリアフリートイレ、エレベーター等の整備を行います。また、増築や大規模改修等の際には、施設の状況やスペース等を考慮して、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた改修を進めていきます。

そのほかにも、様々な視点からユニバーサルデザイン化を進め、赤ちゃんの駅や男性トイレへのサンタリーボックス設置など、誰もが安心して使える施設となるよう取り組みます。

●インフラ系公共施設

道路や橋梁については、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン（令和4年6月改定 国土交通省）」を踏まえ、歩道の拡幅、段差や勾配の解消だけでなく、利用者の移動に配慮した道路空間の整備を進めています。公園については、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】」（令和4年3月 国土交通省）を踏まえ、バリアフリー化の更なる推進に取り組みます。

インフラ系公共施設は区民の日常生活や経済活動を支える都市基盤であることから、安全・快適に利用することができるよう考慮した施設の整備・管理運営を進めていきます。

(6) 脱炭素化の推進

●建築物系公共施設

本区では、令和32（2050）年までに区内の温室効果ガス排出量（二酸化炭素）を実質ゼロとする「ゼロエミッションかつしか」を宣言しています。この実現に向け、区は区内最大規模の事業者として地球温暖化対策を率先して推進していくため、「葛飾区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（令和4年3月）を策定し、建物の高断熱化や高効率設備機器の導入、蓄電設備を伴う太陽光発電

システムなどの再生可能エネルギーの導入などの ZEB の標準化、木材の積極的活用を推進します。

●インフラ系公共施設





「葛飾区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（令和 4 年 3 月）に基づき、街路灯の LED 化、公園照明の LED 化などの取組を推進します。

(7) SDGs の推進

本区では、SDGs（持続可能な開発目標）を国際社会の重要な目標と捉え、地域からその実現に向けて貢献しています。令和 3（2021）年に策定した「葛飾区基本構想」及び「葛飾区基本計画」（期間：令和 3 年度～令和 12 年度）においても持続可能なまちづくりの理念を取り入れています。

公共施設等の経営では、特に以下の目標達成に向けて取組を推進します。

表 公共施設等整備における SDGs の推進方針

SDGs の目標	公共施設等の経営における推進方針
 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> <p>エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	<p>「葛飾区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（令和 4 年 3 月）に基づき、太陽光などの再生可能エネルギーを公共施設に導入するとともに、自立・分散型エネルギーとして活用します。</p>
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p> <p>住み続けられる まちづくりを</p>	<p>「葛飾区国土強靱化地域計画」（令和 4 年 3 月）に基づき、公共施設や都市基盤施設の耐震性能の維持に努めるとともに、帰宅困難者一時滞在施設や洪水緊急避難建物の指定等の防災・減災対策を進めます。</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p> <p>つくる責任 つかう責任</p>	<p>「葛飾区環境配慮指針」（平成 22 年 3 月）に基づき、道路・公園を含む全ての公共施設の整備等において、「計画・設計」「施工」「管理・運用」の各段階でエネルギー使用の合理化、資源の適正利用、自然環境の保全、生活環境の保全を図るとともに、緑化や有害物質対策などにより環境負荷をできるだけ低減し、景観、周辺環境や生態系への配慮などに取り組みます。</p>
 <p>17 パートナースhipで 目標を達成しよう</p> <p>パートナーシップで 目標を達成しよう</p>	<p>「葛飾区基本計画」（令和 3 年 8 月）における公共施設の魅力向上プロジェクトに基づき、社会や地域の実情に合う施設のあり方について、地域と協働しながら進めます。</p>

(8) デジタル技術の活用推進

「葛飾区デジタル推進計画 2021」（令和3年10月）を踏まえ、急速に進む社会全体のデジタル化に対応するため、公共施設の維持管理・運営、公共施設マネジメント等においてデジタル技術の活用を進めるとともに、デジタル化に合わせた業務プロセスの見直しを図り、業務の効率化を更に進めます。

また、点検業務、機器・設備の維持管理業務、受付業務、警備・監視業務及び清掃業務といった施設の維持保全に係る委託業務についても、現場で行っている業務のデジタル化を検討し、区民サービスの向上及び施設運営の効率化を実現するように推進していきます。

(9) 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分

施設の統廃合、集約・再編等により発生する、未利用の土地や建物については、区以外の主体が活用することにより、区民に新たな便益を提供したり、まちづくりなどの地域の活性化につながると考えられます。そのため、賃貸や売却、不動産信託などを通じて、区が保有する財産を資産として運用するなどの有効活用を検討します。

(10) 地方公会計の活用

それぞれの施設が効率的な経営状況になっているかをチェックするため、その一つの方策として地方公会計制度の活用を検討します。単年度の歳入歳出に関するコストのみではなく、減価償却費等の現金支出を伴わないコストを含めたフルコストを意識して、建設から更新及びその間の維持管理といった長期的な視点を持ち、各施設の運営に係る収支を固定資産台帳等も用いて把握・分析し、施設更新やあり方の検討・サービスの見直しに活用していきます。

(11) 東京都管理施設との連携

現在、区本庁舎に葛飾都税事務所が併設し、区内の都営住宅には地域コミュニティ施設が併設するなど、東京都の管理施設との連携を図っています。今後も、区内にある東京都管理施設の配置状況や利用状況を適切に把握し、区民サービスや区民の利便性の維持・向上を念頭に、庁舎への集約化などの連携を検討します。

(12) 時代に合った施設の見直し

●建築物系公共施設

公共施設において、持続可能な行政サービスを提供し続けるためには、施設そのものではなく、そこで提供されるサービスや施設の機能に着目して優先度を明確にし、必要なサービスや機能は維持しながら、施設の利用状況や使われ方などの実態を踏まえて、使いやすく時代に合った施設へと見直す必要があります。

そのため、本区の時代に合った施設の見直し推進に当たっての基本方針を以下のとおりとします。

方針1 区民サービスの向上を目的とした効果的・効率的な施設への見直しを図ります

より良い区民サービスを提供するため、「施設」と「提供する区民サービス」が見合っているかを検証し、区民サービスを向上する上で真に必要とされる施設のあり方を検討します。

(具体例)

出先の窓口機関については、区民の利用状況や利用目的、利用頻度などを調査した上で、オンライン申請できるものは順次移行するなど、サービスのあり方から考え、提供するべき区民サービスに合わせた施設規模や設備の検討を行っていきます。

方針2 施設の機能に着目して、施設の有効活用を図ります

区民利用施設は、施設の設置目的や利用状況、使われ方などを踏まえ、施設ごとの機能を整理し、利用者の視点に立った適切な機能のあり方を検討します。

(具体例)

地域コミュニティ施設をはじめとする区民利用施設は、周辺公共施設の実態を調査・把握し、地域コミュニティの維持・活性化を図る場として効果的・効率的に活用するほか、様々な世代・用途での活用もできる多機能型のコミュニティスペースとなるよう、機能向上を図って、集約化や複合化などの検討を行っていきます。

方針3 社会状況や地域の状況、区民ニーズを踏まえた施設整備を進めます

公共施設の大規模改修や更新をする際は、将来人口や地域の特性、今後の区民ニーズなどを踏まえながら、施設の適正規模を検討します。

(具体例)

葛飾区学校適正規模等に関する方針（令和4年度）に基づき、まちづくりの動向を注視し、児童・生徒数の推計を行いながら、学校適正規模の維持に努めることで教育環境の充実を図ります。また、学校改築に当たっては、学校施設を地域コミュニティの核としてとらえ、避難所機能の拡充や地域開放諸室の整備、周辺地域の環境向上など地域のまちづくりに資する学校づくりについても検討します。

●インフラ系公共施設

インフラは、区民の日常生活や経済活動を支える都市基盤であることから、防災性の向上や地域のまちづくりの状況を踏まえながら、長寿命化や効率的な維持管理方法によって適切に整備を進めていきます。

3-3 公共施設等のマネジメントサイクル

(1) マネジメントサイクルの必要性

公共施設等経営基本方針策定後、本区ではハード面の取組として、施設カルテの整備やスピード修繕などに継続して取り組むほか、区有建築物の長寿命化に向けた予防保全型維持管理を推進し、「葛飾区区有建築物保全工事計画」に基づき、積み残してきた改修工事に優先的・計画的に取り組むことができました。将来にわたり、持続可能な施設として維持していくために、施設の状態を所管部署及び営繕部署において把握する体制が引き続き必要です。

一方、ソフト面では、公共施設等の使われ方をチェックし、公共施設等の効果的・効率的な活用につなげていくことが重要です。

効果的・効率的な施設活用を目指すためには、施設の利用状況を「限られた利用者」や「限られた日時」の視点で点検する必要があります。例えば、広い貸出スペースを少人数で利用したり、大括りの利用時間帯のうち利用終了後の時間が空白になっていたりとといった使われ方に対する問題意識は、現場を日々チェックする目がなければ生まれません。

公共施設等経営基本方針策定後、区では使われ方のチェックを全庁的に進め、その結果、令和4（2022）年7月に開設した「にこわ新小岩」で活動室や音楽室などを1時間単位で利用できる仕組みとしたり、地域コミュニティ施設での飲食制限を緩和したりなど、使われ方の把握に基づいた改善に取り組みました。このように、使われ方に対する問題意識が全庁的に浸透しつつありますが、今後使われ方に対する問題意識を全庁で共有し、公共施設等の効果的・効率的活用の視点に立ったチェックを徹底していかなければなりません。

マネジメントすべき経営資源として、「ヒト・モノ・カネ」がありますが、公共施設等はそのうちの「モノ」に相当します。予防保全型維持管理の観点から施設・設備の状態を点検することはもとより、使われ方の状況を調査して実情を把握し、無駄のない施設利用の実現につなげていくことが必要です。

具体的には、利用区分や使用料の定期的な見直しが考えられます。利用者の人数・利用目的・利用頻度など利用者の属性等にも着目した調査・分析を行い、無駄のない利用区分を検討し、使用料については面積だけでなく、場所の利便性や築年数などの条件も考慮した料金体系へと工夫していくことです。

真に効果的・効率的な公共施設として、区民サービスに資することができるかを常にチェックし、改善を図っていくマネジメントサイクルが今後も必要です。

(2) マネジメントサイクルの推進

公共施設等の効果的・効率的活用を実現するためには、貸出スペースや利用時間帯などの施設の使われ方を日々チェックし、施設を十分に使い切る意識を持つことが重要です。そのため、それぞれの施設に応じたチェックの指標を設定し、施設を所管する部署がソフトとハードの両面において日々点検することから始めるマネジメントサイクルを推進していきます。

ソフト面においては、社会情勢や区民ニーズの変化から将来需要を予測し、サービス・事業のあり方をチェックします。次いで施設の利用状況や使われ方、利用者ニーズの把握、デジタル化の検討などを行い、検証・改善を繰り返していきます。

ハード面においては、職員の目視など日常点検による不具合の内容や維持管理結果、建築基準法に基づく点検結果などを施設カルテに集約・一元管理します。その情報を基に現場に即した詳細な工事内容、実施時期を考慮した修繕計画を策定し実施することで、計画的・予防的な修繕を推進します。また、その際にはユニバーサルデザインやZEB化の検討も行います。併せて、施設に求められるニーズに基づき、快適性や機能性の向上を図るため、スピード修繕も実施します。

さらに、公共施設等を「区民サービス提供のツール」と捉え、ハコありきの発想ではなく、区民のために必要なサービスを見極め、行政課題として必要な機能を、どういう形で、どこで展開するのがよいのかを検討することも重要です。そのため、サービスのあり方を検討する庁内体制をより充実させるとともに、ソフトとハードそれぞれの点検状況を踏まえ、企画・財政、営繕の総合調整部門が全庁的な視点から課題の整理・調整を行います。施設の用途や目的にとらわれることなく、今ある施設を様々な用途で活用するとともに、必要に応じて更新、転用、廃止などを検討する葛飾区公共施設等経営推進本部において、公共施設全体のマネジメントを行います。

現在、「葛飾区公共施設等経営推進本部」のもと、幹事会・各検討部会を設置して、公共施設の最適化に向けた調整を行っておりますが、今後は公共施設が区民サービスの向上に寄与しているかなどの点検や改善・改革につなげていく体制を強化していきます。

また、日々の点検を適切に実施するためには、職員一人一人が本方針の策定意義を十分に理解し、マネジメントの必要性を認識して取り組むことが重要です。そのため、公共施設マネジメントに関する研修や日常的な施設点検の講習を実施するなど、職員のスキルアップを図ります。

快適で使い勝手の良い施設として維持していくことは、区の実績だけで出来るわけではありません。区民の皆様に、施設利用に関する意見や要望を寄せてい

ただき、かつ、きれいに使っていただくという、区民と区との協働で成し遂げられるものです。

(3) マネジメントサイクルを推進する上での役割

① 施設管理部門の役割

- 施設が効果的・効率的に行政サービスを提供する機能を果たしているか調査・分析します。
- 施設に係る課題を明らかにし、全庁的な調整を図ります。
- 区の施策やまちづくりの状況等を踏まえ、施設の改築・改修・見直し等を検討します。

② 営繕部門の役割

- 施設の安全な利用のために定期点検を実施します。
- 定期点検や改修履歴を参考に効果的・効率的な設計・工事を行います。
- 施設の劣化状況から、適切な時期に適切な改修・修繕を行います。
- 行政サービスを効果的・効率的に提供できる施設を的確に整備します。

③ 施設所管部門の役割

- 施設管理部門と連携・協力し、施設の使われ方について詳細な調査を実施します。
- 施設の日常点検を実施し、営繕部門の技術協力の下、適切な維持管理を行います。
- 施設機能と行政サービスが区民ニーズや社会情勢に合致しているか常に検証します。

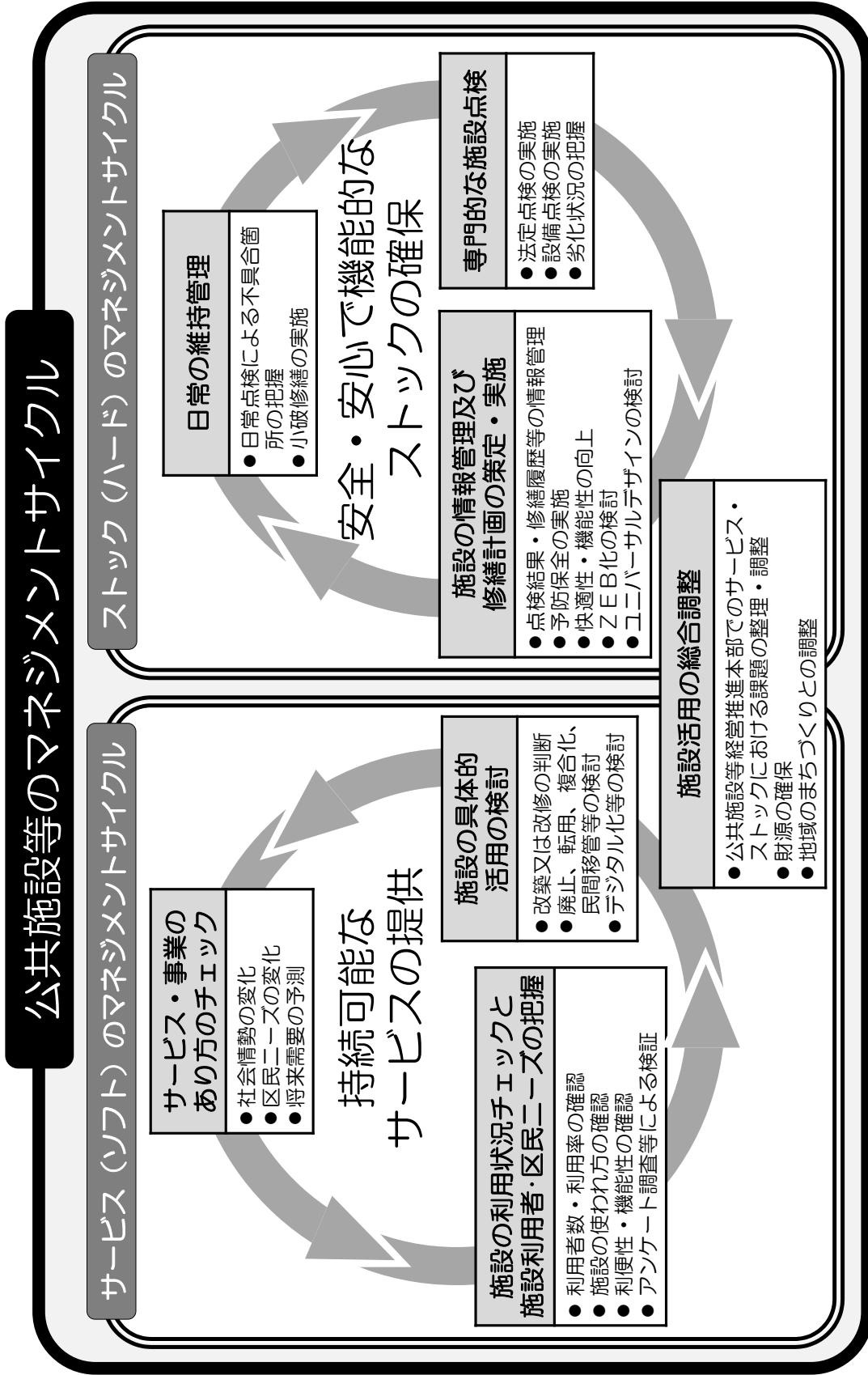


図 公共施設等のマネジメントサイクル

(4) 点検のための指標設定

公共施設等をマネジメントしていくためには、点検の物差しとなる「指標」を施設ごとに設定することが必要です。

ソフト面については、施設の利用者数や利用率、将来需要の推計など、数値で表せる指標は客観的で分かりやすいですが、必ずしも、数値で表せる指標ばかりではありません。利用満足度や施設の使われ方、事業者の事業活動を把握するという方法もあります。数値で表せる指標と表せない指標を組み合わせる点検する方法も考えられます。

一方、ハード面については、安全性や機能性などの視点から指標を定めて点検を行い、施設の評価を行います。具体的には、施設を所管する部署において、日々の点検を行い、営繕部署による統一的、組織横断的な視点による日常点検結果の再評価や、技術職員などが行う建築基準法に基づく点検などを実施します。これらの点検結果を踏まえ、総合的な評価を行っていきます。

さらに、こうした点検に合わせて、適宜、区民要望などを収集し、施設の快適性や機能性の向上につなげていきます。

日々の点検をソフトとハードの両面から行えるよう、指標設定の調整をはじめ、施設管理部門が中心になって施設を所管する部署をサポートし、職員の意識に働きかけ、マネジメント活動を促していきます。

第4章「施設類型ごとの現状・課題と今後の取組について」では、公共施設等を用途や目的、機能ごとのカテゴリーで分類し、それぞれについて「現状・課題」、「効果的・効率的な活用に向けて」を記載しております。

(5) 財源確保の取組

公共施設等の適正な維持管理・更新には、多額の費用が必要になると想定されます。このため国や都の補助金などの特定財源の確保に努めるほか、公共施設等整備基金の着実な積み立てに努め、計画的に取り崩していくことにより、必要な財源を確保します。

第4章

施設類型ごとの現状・課題と今後の取組について

第4章 施設類型ごとの現状・課題と今後の取組について

本方針の対象となる施設は、本区が管理する建築物系公共施設※とインフラ系公共施設となります。

※ 本区が管理する建築物系公共施設

- ① 令和4（2022）年7月31日現在の「葛飾区公有財産表」に記載されている建物
- ② 区がリース契約により整備した建物
- ③ 区が使用許可又は貸付けを受けている建物又は建物の一部
- ④ 区が借り上げている建物

4-1 建築物系公共施設

(1) コミュニティ

「コミュニティ」は、「地域活動施設」に区分します。

(1) コミュニティ	
① 地域活動施設	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域コミュニティ施設（71） ◆駅前活動施設（1） ◆ボランティア支援施設（1） ◆居場所提供施設（1）
※（ ）内の数字は施設の数を示します。	

① 地域活動施設

現状・課題
<p>◆地域コミュニティ施設（71）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地区センターが23施設、集い交流館が28施設、憩い交流館が16施設、学び交流館が3施設、地域活動センターが1施設あります。 ●自主的な地域活動及び生涯学習の場を提供し、地域社会の活性化、区民福祉の向上及び生涯学習の振興を図る機能を担っています。 ●「葛飾区公共施設見直し推進計画」を参考に、それまで年齢別、目的別に設置された地区センター・集会所・敬老館・社会教育館を、世代間の交流や地域のふれあいを重視し、年齢に関わりなく地域の誰でもが利用できる多目的な地域コミュニティ施設に再編しました。 ●施設の快適性・機能性の向上を図る修繕の実施や、備品の買い替え、公共施設予約システムの導入などによる利便性の向上を図りました。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、施設利用率は一時減少しましたが、現在は増加傾向にあります。しかし、恒常的に利用率が低い施設が複数あることや今後の人口動態の変化への対応など、利用率向上策や有効活用策を検討する必要があります。 ●施設は全体的に老朽化が進んでおり、計画的な修繕を実施していく必要があります。また、都営住宅・都民住宅との併設施設は、施設全体の老朽化の影響を受ける状況にあるほか、バリアフリーに対応していない施設があります。 ●保育施設や児童館などに併設している施設があります。 ●従来の地域コミュニティ施設における地域活動やサークル・趣味の活動等の場を提供することに加えて、自治町会などの地域団体が地域住民に向け

て行う公益的活動や地域活動の担い手を創出する活動の拠点として、にこわ新小岩内に新小岩地域活動センターを整備しました。また、利用者の利便性と施設利用の向上を図るため、1時間単位による貸出やキャッシュレス決済などを試行として導入しました。

◆駅前活動施設（1）

- 金町駅前活動センターがあります。
- 金町駅前活動センターは、区民の多様な活動及び生涯学習の場を提供することにより、地域のにぎわいを創出し、もって地域の活性化、文化の振興及び区民の福祉向上を図る機能を担っています。

◆ボランティア支援施設（1）

- かつしかボランティアセンターがあります。
- かつしかボランティアセンターは、ボランティア活動の場を提供することにより、ボランティア活動の充実及び振興を図る機能を担っています。
- 障害者福祉センターに併設しており、葛飾区社会福祉協議会に事業を委託しています。

◆居場所提供施設（1）

- 旧あきみつ寮（ふれあいサロンあきみつ）があります。
- 平成6（1994）年12月に、福祉目的にすることを条件に寄贈された木造の2階建て一般住宅です。
- 建物は、昭和61（1986）年建築で、新耐震基準を満たしているものの、築30年以上経過しています。
- 令和3（2021）年5月から葛飾区社会福祉協議会に貸付けており、入口にスロープを設置するなど、バリアフリー対応を行った上で、令和4（2022）年1月から地域住民相互の交流促進を目的とした地域の居場所を提供しています。

効果的・効率的な活用に向けて

施設利用率や登録団体数、使われ方などをチェックするとともに、施設利用の方法や求められるサービス・区民ニーズなどを把握して、次のとおり効果的・効率的な活用に向けて取り組んでいきます。

◆地域コミュニティ施設（71）

- スピード修繕による快適性の向上や設備更新による利便性の向上などにより、継続して利用率の向上を図っていきます。
- 低利用率の施設については、周辺地域の人口動態も考慮しながら、利用率の

向上、廃止や他の行政目的への転用、民間への移管、複合化などを検討していきます。具体的には、施設の利用率が恒常的に低く推移している場合や、見直しを検討すべき事情が生じた場合には、施設周辺の住民や地域の状況などを総合的に判断した上で利用率向上策や廃止・転用・複合化を含む有効活用方法を検討し、効果的・効率的な施設活用を推進します。

- 「葛飾区区有建築物保全工事計画」の対象施設はこれに基づいて、非対象施設は順次個別に必要な修繕を行っていくことで、施設の長寿命化を図るとともに、利用しやすい地域活動の拠点を提供します。

◆駅前活動施設（1）

- 子育て世代をはじめとする多世代の区民が集い、交流、賑わいの拠点としてより多くの方に利用してもらえるような方策、施設のあり方を検討していきます。

◆ボランティア支援施設（1）

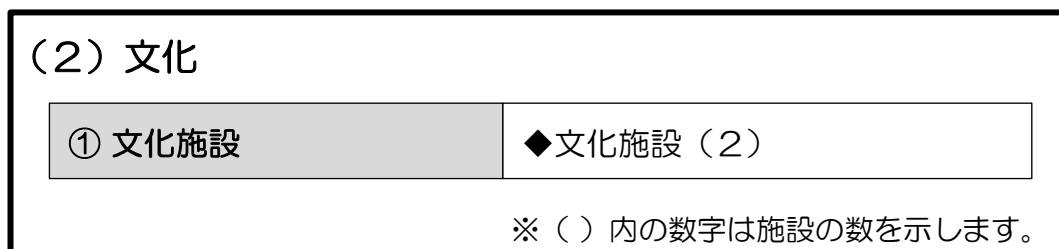
- 葛飾区社会福祉協議会との連携により、引き続き、ボランティア事業の充実を図り、地域福祉を推進していきます。

◆居場所提供施設（1）

- 必要な修繕を行いながら建物の長寿命化を図ることで、建物が使用できる限りは、地域の居場所として活用していきます。
- 福祉サービスに対する要望が多様化する中、地域のニーズなどを把握するとともに、事業の進捗状況を踏まえ、今後の建物のあり方について検討していきます。

(2) 文化

「文化」は、「文化施設」に区分します。



① 文化施設

現状・課題
<p>◆文化施設(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●かつしかシンフォニーヒルズとかめありリリオホールがあります。 ●文化・芸術の振興と国際交流の推進を図ることにより、心豊かで充実した区民生活の実現に寄与する文化・芸術の発信拠点としての機能を担っています。 ●施設の管理運営、鑑賞事業、文化芸術創造事業、国際交流事業の運営は、指定管理者が行っており、民間の経営手法や運営ノウハウをもってサービスの向上に努めています。 ●区民団体などが主体となり、音楽や演劇などをはじめとする様々な催しが行われています。新型コロナウイルス感染症の影響により利用率は減少していますが、施設需要は再び増加傾向にあります。 ●有料施設として事業を行う上で一定水準を保つ必要があることから、施設そのものの維持と併せて、舞台機構や音響などの設備機器を定期的に改修する必要があります。 ●障害者や高齢者の施設需要が高まっていることから、ユニバーサルデザインへの対応が求められています。
効果的・効率的な活用に向けて
<p>来館者数や施設利用率、使われ方などをチェックするとともに、事業者の事業活動や求められるサービス・観光客のニーズなどを把握して、次のとおり効果的・効率的な活用に向けて取り組んでいきます。</p> <p>◆文化施設(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●区民の文化活動の拠点、また、文化・芸術の発信拠点として、多くの区民が快適で利便性よく利用できるよう、今後も継続して建物を維持していきます。

- 有料施設として、付帯設備を含め、安全に問題なく施設を利用できるようにすることが重要です。施設利用者の利便性や安全性の向上などを図り、今後の長期活用へ繋げていくため、修繕などを検討していきます。

(3) 産業

「産業」は、「産業関連施設」と「観光関連施設」に区分します。

(3) 産業	
① 産業関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ◆産業振興施設（1） ◆創業支援・操業支援施設（2） ◆伝統産業施設（1） ◆勤労者福祉施設（1）
② 観光関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ◆観光関連施設（4）

※（ ）内の数字は施設の数を示します。

① 産業関連施設

現状・課題
<p>◆産業振興施設（1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●テクノプラザかつしかがあります。 ●産業関係者及び団体の交流や自主的な活動を促進し、地域産業の振興と地域活動を推進する機能を担っています。 ●施設の維持管理及び運営は指定管理者が行っています。貸館業務や民間のノウハウを活かした資格講座やスキルアップセミナーを実施しており、広く区民に利用されています。施設の利用率は増加傾向にありましたが、直近2年間は新型コロナウイルス感染症の影響を受け一時的に減少しています。 ●駐車場・駐輪場の設置及び子育て中の利用者の環境を整備するための改修工事を実施しました。 ●設備の更新時期を迎えており、計画的に取り組んでいますが、不意の故障による運営への影響に課題があります。 <p>◆創業支援・操業支援施設（2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新小岩創業支援施設と東四つ木工場ビル（操業支援施設）があります。 ●新小岩創業支援施設は、創業を目指す者や創業後間もない者に事業活動の場を提供するとともに、経営相談・創業相談を行う機能を担っています。 ●新小岩創業支援施設の入居利用は高い稼働率で推移していますが、経営相談の利用は少ない状況です。 ●新小岩創業支援施設は、旧学校に設置され、企業が入居する2階への移動

手段は階段のみであることから、重量物の搬入などに支障が生じるなどの課題があります。

- 東四つ木工場ビルは、地域の環境から操業の継続が困難になっている企業などに操業の場を提供する機能を担っています。
- 東四つ木工場ビルの大規模修繕時には、代替施設の検討が必要となります。
- 東四つ木工場ビルの入居利用は高い稼働率で推移していますが、退出企業は少なく、入居企業が固定化しています。

◆伝統産業施設（1）

- 伝統産業館があります。
- 区内の伝統産業の振興を支援する機能を担っています。
- 葛飾区伝統産業職人会の常設展示場として貸与しており、施設の維持管理は区が、運営は使用者が行っています。
- 設備の老朽化が進んでおり、施設運営に影響がないよう修繕を行っています。

◆勤労者福祉施設（1）

- 勤労福祉会館があります。
- 区内勤労者の福祉の向上を図るための施設としての機能を担っています。
- 立石地区センター別館に併設しています。

効果的・効率的な活用に向けて

施設利用者数や利用率、使われ方などをチェックするとともに、施設利用の満足度や求められるサービスなどを把握して、次のとおり効果的・効率的な活用に向けて取り組んでいきます。

◆産業振興施設（1）

- 施設の長寿命化に加え、あらゆる年代の利用者が使いやすい施設となるように検討・調整をしていきます。
- 災害時には救援物資輸送拠点（第2順位）となるため、その視点からの整備も検討していきます。

◆創業支援・操業支援施設（2）

- 施設に対する需要やサービスのあり方を踏まえ、より効果的な運営方法や維持管理方法を検討し、施設の環境改善や機能強化を図っていきます。

◆伝統産業施設（1）

- 必要な修繕を行って施設を維持しつつ、移転を含め今後のあり方を検討し

ていきます。

◆勤労者福祉施設（1）

- 施設全体を効果的・効率的に活用できるようにしていきます。

② 観光関連施設

現状・課題
<p>◆観光関連施設（4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●観光文化センター、山本亭、柴又レンタサイクル倉庫及び旧柴又職員寮があります。 ●観光文化センターは、葛飾柴又寅さん記念館及び山田洋次ミュージアムの見学施設として柴又地域への観光客の誘客を図る機能を担っています。 ●山本亭は、館内・日本庭園の見学や貸室施設として、柴又地域への観光客の誘客を図る機能を担っています。 ●観光文化センター・山本亭の維持管理は、指定管理者が行っています。施設運営に合わせて計画的な修繕を実施していく必要があります。 ●観光文化センターの来館者数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和2（2020）年度以降、減少傾向にあります。 ●山本亭は、大正末期から昭和初期にかけて増改築された近代和風建築として、区の登録有形文化財に指定されています。区の観光施設として安全・安心に活用できるよう保全に努めています。 ●柴又レンタサイクル倉庫は、観光文化センターのレンタサイクルセンターで貸出をする自転車を保管・管理する倉庫として活用しています。 ●旧柴又職員寮は、柴又地域という特性を踏まえ、平成27（2015）年度に総務省が実施した「公共施設オープンリノベーション推進事業」を通じて、民間事業者が運営する宿泊施設に転用しました。 ●旧柴又職員寮を宿泊施設に転用するに当たり、老朽化対策とともに、バリアフリーや施設利用者の安全を確保するための改修工事を実施しました。

効果的・効率的な活用に向けて
<p>来館者数や施設利用率などをチェックするとともに、事業者の事業活動や求められるサービス・観光客のニーズなどを把握して、次のとおり効果的・効率的な活用に向けて取り組んでいきます。</p> <p>◆観光関連施設（4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●観光文化センターは、観光客のニーズを踏まえながら、葛飾柴又寅さん記念館及び山田洋次ミュージアムの展示室のリニューアルを定期的実施することで、リピーターや新たな観光客の誘客につなげ、来館者数の増加を図っていきます。 ●山本亭は、大正から昭和にかけての佇まいを今に残す貴重な建築物であり、海外における「日本庭園全国ランキング」で上位となっている点や、耐震補強工事の完了による安全・安心な施設である点など、施設の情報を幅広く周

知し、観光客の誘客を図っていくとともに、適切に保全していきます。また、国外の観光客の増加が見込まれることから、多言語化の対応を進めていきます。

- 柴又レンタサイクル倉庫は、貸出の自転車を適切に保管・管理することで、レンタサイクル利用者が安心して自転車を利用できるよう努めるほか、利用者を増やすことで柴又周辺の観光につなげていきます。
- 旧柴又職員寮は、宿泊施設を運営する事業者と連携し、適切な維持管理を行い、建物の安全を確保します。また、地域と協力・連携し、区の知名度の向上と国内外からの新たな観光客の誘客に努めます。

(4) 健康・福祉

「健康・福祉」は、「健康・医療・衛生施設」、「高齢者支援施設」、「障害者支援施設」の3つに区分します。

(4) 健康・福祉	
① 健康・医療・衛生施設	◆保健衛生施設（5） ◆診療施設（4）
② 高齢者支援施設	◆就労支援施設（2） ◆活動支援施設（1） ◆介護保険関連施設（11）
③ 障害者支援施設	◆地域福祉障害者施設（4） ◆障害者通所施設（10） ◆障害児通所施設（2） ◆就労支援施設（1） ◆就労・地域活動支援施設（1）

※（ ）内の数字は施設の数を示します。

① 健康・医療・衛生施設

現状・課題
<p>◆保健衛生施設（5）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保健所が1施設と保健センターが4施設あります。 ●保健所は、区内の保健衛生業務の拠点として、食品衛生や環境衛生、感染症対策をはじめ、各種の健診や健康総合相談窓口の設置などにより、区民の健康づくりを積極的に支援する機能を担っています。また、災害時における医療救護の拠点としての役割も担っています。 ●保健センターは、保健所と同様に、区民の健康づくりの支援のため、地域に密着した保健サービスを提供する機能を担っています。 ●保健センターは、にこわ新小岩内に整備されているほか、保健所や図書館などと併設しています。 ●新型コロナウイルス感染症対策業務において、臨時の執務スペースの確保ができず、大ホール等のスペースを一時的に使用するなどの対応を行いました。

◆診療施設（4）

- 休日や夜間の応急診療所が2施設、歯科診療所が2施設あります。
- 休日や夜間などに急病になった区民への応急診療を提供する機能や、在宅療養等により一般の歯科治療が困難な区民への適切な医療を確保する機能を担っています。
- 応急診療所は、年末年始や連休、インフルエンザなどの感染症が流行する時期に利用者が増加します。
- 金町休日応急診療所は、再開発の進捗に合わせて移転する必要があります。
- 歯科診療所の利用者数は、ほぼ横ばいで推移しています。
- 施設は、区所有のほか、医師会館や歯科医師会館、地区センターに併設しています。

効果的・効率的な活用に向けて

施設利用者数や受診者数などをチェックするとともに、利用者の満足度や求められるサービス・区民ニーズを把握して、次のとおり効果的・効率的な活用に向けて取り組んでいきます。

◆保健衛生施設（5）

- 保健衛生や区民の健康づくり、災害医療拠点としての機能が発揮できるように適切に維持管理します。
- 家庭訪問や出張健康講座、まちかど健康相談など、引き続き、地域に出向く保健サービスを展開していきます。
- 今後、臨時に発生する業務に対応できるよう、汎用性のあるスペースの検討をしていきます。

◆診療施設（4）

- 必要な修繕を行い、適切に施設を維持していきます。
- 施設の有効活用やサービス提供について検討し、応急診療を確実に提供していきます。
- 金町休日応急診療所は、今後も休日応急診療が継続できるよう、適切な移転先を検討していきます。

② 高齢者支援施設

現状・課題
<p>◆就労支援施設（2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●シルバー人材センター作業所が2施設あります。 ●高齢者の就業機会の確保や能力の活用を目的とし、軽作業を行う場としての機能を担っています。 ●施設は、運営する事業者に貸付け、事業者が維持管理を行っています。 ●単独の施設と福祉事務所東庁舎に併設している施設があります。 <p>◆活動支援施設（1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●シニア活動支援センターがあります。 ●シニアの方が生きがいを持って自分らしい生活を送れるように様々な介護予防事業を実施し、その活動を支援する機能を担っています。 ●諸室の昼間の利用率は非常に高い一方、夜間の利用率は低い状況です。 <p>◆介護保険関連施設（11）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●元区立の特別養護老人ホームが4施設と老人デイサービスセンターが7施設あります。 ●老人福祉法や介護保険法に基づき、要支援・要介護者が必要な時に必要な介護サービスを提供する機能を担っています。 ●当初、公設民営施設として運営していましたが、介護保険法の施行に伴い、社会福祉法人に設置主体の移管を行いました。 ●施設は、運営する社会福祉法人に貸付け、社会福祉法人が維持管理を行っています。 ●区では、社会福祉法人が施設を運営するに当たり、利用者に良好な介護サービスを提供し続けられるよう、大規模改修に係る費用の一部を助成しています。
効果的・効率的な活用に向けて
<p>施設利用者数や定員充足率、区民の利用率、使われ方などをチェックするとともに、事業者の事業活動や求められるサービス・区民ニーズなどを把握して、次のとおり効果的・効率的な活用に向けて取り組んでいきます。</p> <p>◆就労支援施設（2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●必要な修繕を行い、適切に施設を維持していきます。

◆活動支援施設（1）

- 「シニアの介護予防活動への支援の充実」実現のため、地域の自主グループの介護予防や健康づくりの一体的な実施に向けてグループへの専門職の派遣やスポーツ活動を支える体制づくりを実施し、シニアの方の活動拠点として機能の充実を図っていきます。
- 自治町会の自主活動での利用促進などを図り、土日、夜間の利用率の向上を図っていきます。

◆介護保険関連施設（11）

- 施設の築年数や設備の耐用年数など、客観的な数値を施設ごとに整理し、施設を運営する社会福祉法人が実施する大規模改修に対し、計画的かつ効果的に適切な助成を行っていきます。
- 元区立の特別養護老人ホームを含めた、老朽化した介護施設の大規模改修に当たっては、代替施設を整備して利用者の住環境と安全面に配慮しながら、予防保全も含めた改修工事を行い、施設の長寿命化を図ります。

③ 障害者支援施設

現状・課題
<p>◆地域福祉障害者施設（4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障害者福祉センターと子ども発達センター分室が3施設あります。 ●障害者福祉センターは複数の支援事業が一体となった施設で、区の障害者福祉の拠点としての機能を担っています。子ども発達センターの機能については、分室を設置しています。 ●障害者福祉センターは、災害時における福祉避難所になっています。
<p>◆障害者通所施設（10）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障害者通所施設が10施設あります。 ●障害者総合支援法に基づく生活介護、就労継続支援などを提供する機能を担っています。 ●施設は、運営する事業者に貸付け、事業者が維持管理を行っています。大規模改修については、区が費用の一部を助成しています。 ●全体的に建物の老朽化が進み、耐用年数に応じた施設修繕や建替え計画等の課題があります。 ●地区センターや区民住宅などに併設している施設があります。
<p>◆障害児通所施設（2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障害児通所施設が2施設あります。 ●児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービスなどを提供する機能を担っています。 ●施設は、運営する事業者に貸付け、事業者が維持管理を行っています。ただし、区立保育園と併設している施設については、区が維持管理を行っています。 ●サービスの需要が増加しているため、施設の定員に空きがない状態となっています。
<p>◆就労支援施設（1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障害者就労支援センターがあります。 ●チャレンジ雇用などの就労訓練、障害者の就職準備支援、職場定着支援などの就労支援を行う機能を担っています。 ●利用者・登録者が増加しています。 ●男女平等推進センターに併設しています。

◆就労・地域活動支援施設（1）

- 就労・地域活動支援センター（あすなろの家）があります。
- 精神障害者の地域社会における自立と円滑な社会復帰を促進するため、回復途上にある在宅の精神障害者に対し、通所による生活指導や作業訓練などの社会適応訓練を行う機能を担っています。

効果的・効率的な活用に向けて

施設利用者数や定員充足率、区民利用率などをチェックするとともに、事業者の事業活動や求められるサービス・区民ニーズなどを把握して、次のとおり効果的・効率的な活用に向けて取り組んでいきます。

◆地域福祉障害者施設（4）

- 多様化する障害福祉サービスを求める区民ニーズに対応していくため、区の障害者福祉の拠点として施設の維持管理を行っていきます。
- 一部の事業については、民間でも同種の事業を行っていることから、今後の療育需要など、環境や条件を考慮し、民間活用も視野に入れて運営方法を検討していきます。

◆障害者通所施設（10）・障害児通所施設（2）

- 障害者及び障害児の福祉を充実させるため、施設を貸付けている事業者への修繕・改修費用などの補助金を交付するなどの支援を継続していきます。
- 施設の更新については、事業者による整備を基本とし、区は施設整備に対する支援を継続して検討していきます。

◆就労支援施設（1）

- 障害者就労支援を行う関係機関のネットワークの中心（まとめ役）として、連携を強化していきます。
- 就労を希望している障害者が就労の場に挑戦できる環境を整えていきます。

◆就労・地域活動支援施設（1）

- 施設の老朽化やバリアフリー未対応であることから施設を解体し、その後は運営事業者へ引き続き土地を貸付け、事業者による精神障害者の地域生活支援拠点等の機能を持つ施設の整備を支援していきます。

(5) 子育て支援

「子育て支援」は、「子ども・家庭支援施設」に区分します。

(5) 子育て支援	
① 子ども・家庭支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ◆子ども未来プラザ（2） ◆保育施設（42） ◆児童館（25） ◆学童保育クラブ（63） ◆子ども・家庭相談施設（2）
※（ ）内の数字は施設の数を示します。	

① 子ども・家庭支援施設

現状・課題
<p>◆子ども未来プラザ（2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●子ども未来プラザが2施設あります。 ●子ども未来プラザには、保育園機能があります。 ●妊娠期から成人までの子どもとその保護者を対象に、地域の子育て支援の拠点として、切れ目のない支援を行っています。 ●子育てに関する様々な相談をはじめ、各種講座を実施し、利用者数は増加しています。 ●今後、残る区内5か所に整備を進めていきます。 <p>◆保育施設（42）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認可保育所が40施設、小規模保育事業所が2施設あります。 ●認可保育所は、就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって、5歳児までの児童を保育しています。 ●小規模保育事業所は、就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって、2歳児までの児童を保育しています。 ●認可保育所には、区自らが運営する施設（公設公営32施設）、運営を事業者に委託している施設（公設民営5施設）及び事業者が建物を貸付け、運営している施設（民設民営3施設）があります。 ●公設民営及び民設民営の施設は、運営する事業者が維持管理を行っています。 ●小規模保育事業所は、運営する事業者が建物を貸付け、運営する事業者が維持管理を行っています。

- 公設公営の施設は、昭和40年代の保育施設の需要増加に伴い、区内の各地域で整備を行い、昭和50年代には児童館や都営住宅などと併設する形態での整備も行ってきました。今後も安全・安心な保育環境を維持しつつ、需要と供給のバランスを保っていきます。

◆児童館（25）

- 児童館が25施設あります。
- のびのび広場やあそびの広場などの事業を通じて、子ども・子育て家庭への支援を行っています。
- 全体の利用者は減少しているものの、乳幼児やその保護者の利用割合は増加傾向にあるため、各施設で工夫をして、年齢別活動や子育て講座などの充実を図っています。また、基幹型児童館には医療職の子育て相談員を配置し、身近な施設を利用した際に、気軽に相談ができるようにしています。

◆学童保育クラブ（63）

- 児童館併設の学童保育クラブが21施設、小学校内や小学校敷地内などの学童保育クラブが42施設あります。
- 放課後に保護者が家庭にいない小学生に遊びや生活の場を提供しています。
- 児童館併設の施設は、区が児童館と一体的に運営していますが、それ以外の施設は、事業者に施設を貸付け、運営は事業者が担っています。
- 事業者が運営する施設は、事業者が維持管理を行っています。
- 女性の社会進出に伴う学童保育需要の高まりなどもあり、受入児童数は増加傾向にあります。
- 民営を基本として小学校内への設置を進めており、小学校内の余裕教室や小学校敷地内などへの整備が進んでいます。

◆子ども・家庭相談施設（2）

- 子ども総合センターと金町子どもセンターがあります。
- 子ども総合センターは、福祉分野と保健分野が連携した子どもと家庭の総合的な支援を行う機能を担っています。
- 金町子どもセンターは、子育て相談を受け付けるとともに、乳幼児親子向けの交流の場（子育てひろば）、児童・生徒のあそびの場としての機能を担っています。
- 子どもに関する相談件数は増加傾向にあります。
- 子育てひろばの利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少しています。
- 子ども総合センターは、保健所に併設しています。

効果的・効率的な活用に向けて

施設利用者数や定員充足率などをチェックするとともに、事業者の事業活動や求められるサービス・区民ニーズなどを把握して、次のとおり効果的・効率的な活用に向けて取り組んでいきます。

◆子ども未来プラザ（2）

- 残る区内5か所の基幹型児童館について、施設更新の時期に合わせて地域の子育て支援の拠点となる子ども未来プラザとして順次更新していきます。
- 施設の整備や運営に当たっては、子ども未来プラザガイドラインの内容を踏まえ、子ども・子育て総合相談窓口や相談室、乳幼児専用室、乳幼児健康診査に活用できる諸室等を設置するほか、専門家を活用して推進体制に対する助言を受けながら進めていきます。
- ユニバーサルデザインに基づく安全・安心な施設として整備を行い、誰もが快適に使えるようにするとともに、赤ちゃんの駅や親子トイレなど、子育て世代が利用しやすい設備を設けます。

◆保育施設（42）

- 今後の保育サービスの需要や地域の配置バランスを踏まえた整備を行います。
- 公設公営の施設の更新に当たっては、地域の保育需要や機能・設備面などを包括的に捉えながら計画的に検討を進めていきます。総合的な子育て支援の中核としての役割を担う地域の拠点施設については、更新後も区が管理運営していきます。地域の拠点施設以外については、将来的な需要動向を見極めながら、必要な施設において安全性や快適性を確保しつつ長寿命化を図ります。
- 公設民営及び民設民営の施設については、将来的なニーズを踏まえ、大規模改修などの対応を検討していきます。施設更新を行う場合は、事業者による整備を基本とし、区は、施設整備に対する支援を行います。

◆児童館（25）

- 施設が果たすべき役割を見直し、求められるニーズに合わせて事業を再構築し、地域の子育て施設の拠点として子ども未来プラザを整備するほか、拠点以外の施設については、地域の状況を踏まえて他の行政目的への転用も含め検討していきます。

◆学童保育クラブ（63）

- 学童保育需要の増加に的確に 대응していくため、小学校内を中心に設置を進めていきます。
- 小学校内への学童保育クラブの設置が進み、児童館併設の学童保育クラブの入会児童数の減少が著しい場合には、地域の状況を踏まえ、他の行政目的への転用などを検討していきます。
- 事業者に貸付けている施設については、将来的なニーズを踏まえ、大規模改修などの対応について協議していきます。
- 学童保育クラブやわくわくチャレンジ広場の利用者を含む全ての児童が多様な体験・活動ができるよう「放課後子ども総合プラン」を進めていきます。

◆子ども・家庭相談施設（2）

- 子ども総合センターは、今後も区民に身近な子どもと家庭の総合的な支援を行う拠点であるとともに、特に児童虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。また、健康プラザかつしか内の各施設と連携し適切な維持管理を行っていきます。
- 金町子どもセンターは、子育てひろばとして子育て家庭の交流の場を提供する役割のほか、要保護児童に対する支援のネットワークの一翼を担う機関として運営を行います。また、より効果的・効率的な運営を行うために、事業のあり方や他の公立施設との複合化を検討していきます。

(6) 街づくり・環境

「街づくり・環境」は、「区民提供住宅」、「交通施設」、「公園・水辺施設」、「防災・生活安全施設」及び「環境関連施設」に区分します。

(6) 街づくり・環境	
① 区民提供住宅	◆区民提供住宅（33）
② 交通施設	◆駐車場及び自転車駐車場（9）
③ 公園・水辺施設	◆飲食提供施設（2） ◆水質浄化施設（1）
④ 防災・生活安全施設	◆研修施設（6） ◆物資保管施設（22） ◆給水施設（2） ◆消費生活施設（1）
⑤ 環境関連施設	◆リサイクル啓発施設（2）

※（ ）内の数字は施設の数を示します。

① 区民提供住宅

現状・課題
<p>◆区民提供住宅（33）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●区営住宅が16施設、シルバーピア住宅が15施設あるほか、区民住宅とコミュニティ住宅があります。 ●区営住宅は、低所得の区民を対象に賃貸し、住生活の安定と向上を提供する機能を担っています。 ●区営住宅は、16施設全てが東京都から区に移管された元都営住宅です。昭和50（1975）年度から平成4（1992）年度までに建設されており、多くの施設で老朽化が進んでいます。そのため、入居者の高齢化への進展を見据え、社会情勢の変化や入居者ニーズの多様化を踏まえて対応する必要があります。 ●シルバーピア住宅は、区が民間の建物を借り上げて、住宅に困窮している低所得の高齢者を対象に賃貸し、住生活の安定を提供する機能を担っています。

- シルバーピア住宅は、高齢者の身体的特性に配慮したものとして供給する必要があります。
- 区民住宅は、低所得の高齢者を対象に住居を提供する機能を担っています。
- 区民住宅は、段差解消や手すりの設置など、バリアフリーに対応していますが、入居者の加齢や生活状況の多様化などにより、援助員等の業務量が増加しており、入居者対応が難しくなっています。
- コミュニティ住宅は、密集住宅市街地整備事業による立ち退きにより住宅に困窮すると認められる区民を対象に住居を提供する機能を担っており、密集事業の進捗状況により、緊急性のある住居支援が発生する場合においても確実な支援を実施しています。

効果的・効率的な活用に向けて

入居者の状況や施設に求められる機能などを把握して、次のとおり効果的・効率的な活用に向けて取り組んでいきます。

◆区民提供住宅（33）

- 「葛飾区公営住宅等長寿命化計画」に基づき、各施設の使用状況や劣化状況などを勘案した予防保全的な長寿命化型改善を計画的に実施します。また、建築部材の耐用年数の違いから、目的物の修繕と付随する修繕がその都度行われることとなるため、保守点検などの維持管理と修繕を組み合わせ、効果的に取り組んでいきます。
- 区営住宅は、入居者の高齢化への進展を見据え、高齢者等が安全・安心して居住できるような福祉対応や、住宅設備等の機能向上を行い、環境へ配慮した省エネルギー効率の高い機器への更新等で居住性を向上させるなど、社会情勢の変化や入居者ニーズの多様化に対応していきます。また、公営住宅に関する6つのSDGsの開発目標を明確にしたうえで、目標達成のために取り組めます。
- シルバーピア住宅は、施設所有者と連携しながら、計画的な修繕や更新を進めていきます。
- シルバーピア住宅及び区民住宅は、高齢者の身体的特性に配慮し、生活協力員等による安否確認や見守りサービス、また、お困りごとの相談等を充実するため福祉部や福祉サービス事業者との連携を強化していきます。
- コミュニティ住宅は、密集地域整備担当と情報共有を図るなど連携を強化し、密集事業により住宅に困窮する区民に対し確実に住居の提供をしていきます。

② 交通施設

現状と課題
<p>◆ 駐車場及び自転車駐車場（9）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 駐車場が2施設、自転車駐車場が7施設あります。 ● 道路の安全かつ円滑な利用と生活環境の向上に寄与し、安全・安心なまちづくりを推進する機能を担っています。 ● 施設の運営は、指定管理者が行っており、その経営手法や運営ノウハウをもって、サービス向上に努めています。 ● 軽微な修繕は、指定管理者が行っています。大規模改修については、区と指定管理者で協議の上、対応しています。 ● 駐車場は施設の老朽化が進み、維持管理費が増加傾向にあります。自転車駐車場は、利用率が低下傾向にあるほか、一部の自転車駐車場に利用ニーズが偏っています。

効果的・効率的な活用に向けて
<p>施設利用件数や稼働率などをチェックするとともに、民間によるサービス提供の状況や求められるサービス・区民ニーズなどを把握して、次のとおり効果的・効率的な活用に向けて取り組んでいきます。</p> <p>◆ 駐車場及び自転車駐車場（9）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 駐車場は、利用サービスの向上を図るとともに、施設の定期点検を着実にを行い、必要に応じた修繕を計画的に実施することで、施設の長寿命化を図ります。 ● 自転車駐車場は、効率的な運用・収益の向上に向け、利用料金の見直し、適正な配置検討、電子決済サービスへの対応など利用サービスの改善を検討していきます。

③ 公園・水辺施設

現状・課題
<p>◆飲食提供施設（２）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●静観亭と和楽亭があります。 ●静観亭は、区民が気軽に利用できる集会と飲食提供の機能を担っています。 ●和楽亭は、公園利用者への飲食提供の機能を担っています。 ●イベント開催時期や年末年始などに利用者が増加しますが、サービス提供を行う事業者と連携し、繁忙期以外の施設利用を促進させる取組が必要となっています。 ●施設利用に際して、バリアフリーへの対応に課題がありましたが、車いす用昇降機の設置などの対策を進めています。 <p>◆水質浄化施設（１）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水元小合溜水質浄化センターが都立水元公園内にあり、準用河川水元小合溜を管理しています。 ●設備の一部更新を進めておりますが、老朽化しているものもあり、故障時の対応など、今後の施設運営に課題があります。 ●施設内にある「水辺のふれあいルーム」は、水辺の自然保護意識を啓発する機能を担っています。年間の来館者数は、2万人を超えており、自然啓発施設として一定の成果を収めています。また、様々な自然学習講座やガイドウォークなどを実施しています。

効果的・効率的な活用に向けて
<p>施設利用者数や利用率などをチェックするとともに、事業者の事業活動や求められるサービス・区民ニーズなどを把握して、次のとおり効果的・効率的な活用に向けて取り組んでいきます。</p> <p>◆飲食提供施設（２）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●必要な修繕を行いながら施設の良好な維持を図ります。また、利用者の要望に対応できるように可能な限り機能面の改善に努めていきます。 ●広報かつしかやFM放送を活用して、施設利用の促進を図っていきます。 <p>◆水質浄化施設（１）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●必要な改修・更新等を行いながら施設の長寿命化を図ります。 ●魅力ある講座の実施や施設見学ツアーの実施など、来館者の増加につながるサービスを展開していきます。

④ 防災・生活安全施設

現状・課題	
◆研修施設（6）	<ul style="list-style-type: none"> ●防災研修室が6施設あります。 ●災害時は、防災市民組織の本部活動拠点の場としての機能を担っていますが、平常時は、介護事業者組合の活動の場や地域活動の場、観光振興の場として活用されており、施設の使用用途が変化しているため、今後、所管換えも含めて、検討していく必要があります。 ●観光文化センターに併設している施設があります。
◆物資保管施設（22）	<ul style="list-style-type: none"> ●資器材倉庫のほか、備蓄倉庫が21施設あります。 ●資器材倉庫は、災害時に災害対策本部となる総合庁舎に隣接しており、装備品を保管する機能を担っています。 ●備蓄倉庫は、災害時の生活必需品などを確保する機能を担っています。 ●東日本大震災、令和元（2019）年台風19号など大規模災害の被災状況、新型コロナウイルス感染症などの社会情勢を踏まえて、防災設備・備蓄品の拡充を実施しています。 ●備蓄倉庫の多くは、併設施設となっています。 ●備蓄品や装備品の拡充を実施する中で、備蓄品や装備品の数量・種類が増加しており、保管スペースが不足しています。
◆給水施設（2）	<ul style="list-style-type: none"> ●公園内の深井戸給水施設が2施設あります。 ●災害時における生活用水を確保する機能を担っています。
◆消費生活施設（1）	<ul style="list-style-type: none"> ●消費生活センターがあります。 ●消費生活に関する相談、あっせんや講座などを通し、消費者の利益擁護及び増進を図る機能を担っています。 ●男女平等推進センターに併設しています。
効果的・効率的な活用に向けて	
<p>施設利用者数や利用率などをチェックするとともに、施設利用の満足度や求められるサービス・区民ニーズなどを把握して、次のとおり効果的・効率的な活用に向けて取り組んでいきます。</p>	

◆研修施設（6）・物資保管施設（22）・給水施設（2）

- 「葛飾区地域防災計画」に沿った施策を実施していきます。
- 社会情勢、区民ニーズなどを的確に把握し、備蓄内容の見直しや物資保管施設の増設の可能性などを検討していきます。
- 老朽化や利用状況などを踏まえ、適切な維持管理を行いながら、必要とされる防災設備や備蓄品の拡充など、状況に合わせたストックとサービスの検討を行います。

◆消費生活施設（1）

- 区民の消費生活の安定と向上を図るため、限られたスペースの効果的活用に向けて取り組んでいきます。

⑤ 環境関連施設

現状・課題
<p>◆リサイクル啓発施設（2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●かつしかエコライフプラザとリサイクルセンターがあります。 ●ごみの減量及び環境の保全を推進する行動に関する学習、実践及び活動を通し、区民一人一人がエコライフを実践する地域社会の実現に寄与するための場を提供する役割を担っています。 ●かつしかエコライフプラザは、開館から10年が経過し、常連の来館者も定着していることから、啓発施設として一定の成果を得ています。 ●施設全体の来館者数増加につなげるため、魅力ある講座の実施を検討するなどソフト面での改善に努めています。 ●かつしかエコライフプラザは、立石図書館に併設しています。
効果的・効率的な活用に向けて
<p>施設利用者数や利用率、使われ方などをチェックするとともに、施設利用の満足度や求められるサービス・区民ニーズなどを把握して、次のとおり効果的・効率的な活用に向けて取り組んでいきます。</p> <p>◆リサイクル啓発施設（2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施設の老朽化や将来的な事業のあり方などを考慮し、より効果的・効率的な施設への再編を検討していくとともに、サービス内容の見直しや区民の認知度向上により来館者の増加を促し、区民のエコライフ実践につながるサービスを展開していきます。

(7) 学校教育

「学校教育」は、「学校教育施設」に区分します。

(7) 学校教育	
① 学校教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ◆小学校・中学校（73） ◆特別支援学校（1） ◆幼稚園（2） ◆校外施設（1） ◆教育支援施設（1） ◆科学教育施設（1）
※（ ）内の数字は施設の数を示します。	

① 学校教育施設

現状・課題
<p>◆小学校・中学校（73）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小学校が49校、中学校が24校あります。 ●区内の児童・生徒を対象とする教育の場としての機能を担っているほか、放課後子ども事業の実施や、区民団体などに施設を開放するなど、学校施設の有効活用を図っています。 ●災害時には、地域の避難所として利用されるなど、防災機能も併せ持つ施設としての役割は極めて大きくなっています。 ●学校施設の整備は、昭和30年代から昭和50年代中頃までに、区内人口の急増を受けて集中的に行われました。そのため、小学校の約6割、中学校の約3割で、建築から50年以上が経過しています。 ●平成20（2008）年度には、全学校で耐震補強工事が完了し、地震に対する一定の安全性は確保されましたが、これにより施設の耐用年数が延びるものではないため、老朽化への対策が必要になっています。 ●全体的に施設の老朽化が進んでおり、近年、学校の改築や長寿命化を図るための大規模改修に取り組んでいます。 ●学校の改築や大規模改修は、多額の費用がかかるため、短期間に多くの学校の改築や大規模改修を行うことは困難であり、計画的に進めていく必要があります。学校は、区有施設の延床面積の過半を占めており、その改築や大規模改修は、将来の区の財政計画を考える上でも非常に重要な課題となっています。 ●また、ゼロエミッションかつしかの実現に向けて、ZEB化を進めていく必

要もあります。

- 区全体の児童・生徒数は減少傾向にあり、すでに著しく児童・生徒数が減少している学校があります。一方、大規模集合住宅の建設により、児童・生徒数の増加が見込まれる地域があります。このため、まちづくりの動向を注視し、児童・生徒数の推計を継続的に行いながら、学校の適正規模を維持していく必要があります。

◆特別支援学校（1）

- 保田しおさい学校があります。
- 区内の小学校3～6年生で、病弱・虚弱等の状況にある児童を対象とした区立特別支援学校です。
- 児童は全員、校内にある寄宿舍で集団生活を行い、自分の身の回りのことや健康に関することは、寄宿舍指導員や看護師などの支援を受け自立できるようにします。

◆幼稚園（2）

- 義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与え、その心身の発達を助長する機能を担っています。
- 全体の園児数は、減少傾向にあります。

◆校外施設（1）

- 日光林間学園があります。
- 区内の児童・生徒の健康増進、学習及び生活指導並びに区民の社会教育の振興などに寄与するための機能を担っています。
- 施設の維持管理及び運営は指定管理者が行っています。
- 主に区立小学校の移動教室の場として設置されましたが、一般の方も利用できます。

◆教育支援施設（1）

- 総合教育センターがあります。
- 教育に関する相談、特別支援教育、日本語指導、不登校防止、いじめ防止に関する事業などを行い、一人一人を大切にした教育を支援するための機能を担っています。また、教科書センターとしての機能があります。
- 会計年度任用職員の心理職、教職経験者、スクールソーシャルワーカー等で、教育相談、特別支援教育、いじめ防止、不登校防止対策事業を実施しています。
- 適応指導教室（ふれあいスクール明石）の指導は指導教授（会計年度任用職

員)が行っています。

- にほんごステップアップ教室の運営は受託事業者が行っています。
- 施設の老朽化に伴い、平成30(2018)年度に大規模改修を実施しました。

◆科学教育施設(1)

- 科学教育センター「未来わくわく館」があります。
- 科学をテーマとした実験、工作及び展示の場を提供することにより、区内の児童・生徒の学習活動並びに区民の生涯学習の振興に寄与する機能を担っています。
- メンテナンス契約により展示物の維持管理を行っています。
- 施設の受付・案内及び清掃業務は、受託業者が行っています。
- 科学教室等の運営は、運営指導員(会計年度任用職員)が行っています。
- 東京理科大学図書館棟に併設しています。
- 展示物の老朽化に伴い、平成31(2019)年に一部展示物のリニューアルを行いました。

効果的・効率的な活用に向けて

園児・児童・生徒数の推移や施設利用者数、地域まちづくりの状況や求められるサービス・区民ニーズなどを把握して、次のとおり効果的・効率的な活用に向けて取り組んでいきます。

◆小学校・中学校(73)

- 児童や生徒が安全で良好な環境で過ごすことができ、いきいきと学校生活を送れるよう、教育環境の向上に取り組めます。
- 学校が安全で良好な環境となるように、築年数や老朽化の状況、敷地条件、児童・生徒数の推移、地域バランスなどを総合的に勘案し、改築や大規模改修、予防的修繕に取り組んでいきます。
- 改築を検討する学校、大規模改修による長寿命化を検討する学校、予防的修繕により既存施設の維持・保全を図る学校ごとに必要となる経費を推計しながら、計画的に教育環境の維持・向上に努めていきます。
- 改築又は大規模改修時には、児童及び生徒の学習環境の向上を図るとともに、災害時の避難所としての機能強化や授業時間外の有効活用にも配慮した施設となるように整備していきます。また、改築時には、周辺公共施設との複合化についても検討していきます。
- 子どもたちの教育環境の維持・向上を図るため、学校の適正規模・適正配置に取り組めます。そのために、学校関係者や保護者などの理解と協力を得ながら、学校統合や通学区域の見直しなどの方策を進めていきます。

◆特別支援学校（1）

- 寄宿舎を持つ学校であり、子どもが終日を過ごすことなどを踏まえ、今後も適時・適切に維持管理を行っていきます。

◆幼稚園（2）

- 園児の安全・安心を確保するための必要な修繕を行い運営していくとともに、園児数などに留意しながら、必要に応じて各園の運営体制について検討していきます。

◆校外施設（1）

- 必要な修繕を行い、施設の長寿命化を図ります。
- 指定管理者が管理・運営する中で、移動教室の場として相応しい機能を維持していくとともに、多くの区民の方に利用していただくように広報活動や自主事業の充実、サービスの向上を図っていきます。

◆教育支援施設（1）

- 必要な修繕を行い、施設の長寿命化を図ります。また、「葛飾区前期実施計画」の施策である「一人一人を大切にす教育の推進」を実現するための施設として運営していきます。

◆科学教育施設（1）

- 児童・生徒などの一般利用から東京理科大学と協働・連携した科学教室など、幅広く教室や講座を展開し、引き続き区立学校の児童・生徒や区民の生涯学習の振興に寄与していきます。

(8) 社会教育

「社会教育」は「生涯学習施設」と「地域教育施設」の2つに区分します。

(8) 社会教育	
① 生涯学習施設	◆博物館（1） ◆図書館（14）
② 地域教育施設	◆地域教育施設（1）

※（ ）内の数字は施設の数を示します。

① 生涯学習施設

現状・課題
<p>◆博物館（1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●郷土と天文の博物館があります。 ●博物館内外で郷土及び天文に関する事業を実施し社会教育を推進する機能を担っています。 ●博物館ボランティアや一般の区民などとの協働による事業実施を進め、サービスの向上を図っています。 ●収蔵資料については増加傾向にあり、その収集・保存を行うためのスペースの狭あい化や収蔵スペースの不足という課題があります。 <p>◆図書館（14）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●中央図書館が1施設、地域図書館が6施設、地区図書館が6施設、図書サービスカウンターが1か所あります。 ●いくつかの図書館は、他の施設と併設しています。商業施設の中に中央図書館、都営住宅に地域図書館、小学校や地区センター内などに地区図書館が整備されています。 ●区立図書館は、地域の人々のニーズに応じたきめ細やかな図書館サービスを提供する機能を担っています。 ●平成28（2016）年度以降来館者数及び貸出冊数は減少しましたが、令和3（2021）年度から増加に転じています。 ●電子書籍の閲覧サービスやオンライン利用登録を開始し、来館しなくても図書館サービスを利用できるようになりました。 ●全体的に施設の老朽化が進んでいます。また、多くの施設は、バリアフリーに対応していません。

効果的・効率的な活用に向けて

来館者数や貸出冊数などをチェックするとともに、施設利用の満足度や求められるサービス・区民ニーズを把握して、次のとおり効果的・効率的な活用に向けて取り組んでいきます。

◆博物館（1）

- 区民や博物館ボランティアとの協働を進め、新たなテーマや切り口での事業展開を図っていきます。また、効果的な展示替えなどによる事業内容の充実と情報発信力の強化によるPRを図り、入館者の増加につなげていきます。

◆図書館（14）

- 多様なニーズに応えるため、電子書籍を含む資料の充実や様々な利用者に対するサービスの拡充などにより、生涯学習を支える施設として効果的・効率的な活用を実施していきます。
- 現在13館ある区立図書館のうち、6館が築30年を経過しています。これらの施設では老朽化による雨漏りや空調機、給排水など設備の不具合により図書館運営に支障を及ぼす場合があります。こうした設備の老朽化等に伴う改修に当たっては、利用者ニーズ、バリアフリー化、環境に配慮した施設整備、感染症等への対策を踏まえ、「区立図書館の改修計画」を作成し、着実に進めていきます。

② 地域教育施設

現状・課題
<p>◆地域教育施設（1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水元スポーツセンター公園子ども動物広場があります。 ●葛飾区制施行50周年記念事業の一つとして「ポニースクールかつしか」を開設しました。引き馬、個人教室、団体教室といった事業に毎年約300人の児童・生徒が参加しており、異学年交流による人づくりを行っています。 ●子どものポニースクールのほか、高齢者を対象としたシニア版のポニースクールの場を提供し、介護予防事業を行っています。 ●管理棟と厩舎、たい肥置き場等を有していますが、開設から40年が経過し、管理棟や木造厩舎の老朽化、空調・電気設備系統の不具合が懸念され、予防的な施設の保守が必要となっています。

効果的・効率的な活用に向けて
<p>利用者数や利用状況、利用者属性などをチェックするとともに、施設利用の満足度や求められるサービス・区民ニーズを把握して、次のとおり効果的・効率的な活用に向けて取り組んでいきます。</p> <p>◆地域教育施設（1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●馬の世話や乗馬だけでなく、様々な活動を通して豊かで多様な人づくりの拠点となるよう事業を継続していきます。 ●動物の飼育環境などに配慮し、人や動物が安全・安心で快適に利用できるよう、保守や修繕を行い、施設の長寿命化を図ります。

(9) スポーツ

「スポーツ」は「スポーツ施設」に区分します。

(9) スポーツ	
① スポーツ施設	◆スポーツ関連施設（11）
※（ ）内の数字は施設の数を示します。	

① スポーツ施設

現状・課題
<p>◆スポーツ関連施設（11）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●奥戸総合スポーツセンター体育館や温水プール館・エイトホール、水元総合スポーツセンター体育館のほか、管理事務所などが8施設あります。 ●築38年が経過する奥戸総合スポーツセンター体育館・陸上競技場や築34年が経過する温水プール館・エイトホールなど、施設の老朽化が進んでいます。 ●区民を中心とした団体や個人に体育施設の貸出しを行い、区民の健康で文化的な生活の向上に寄与する機能を担っています。 ●施設の維持管理・事業運営は、指定管理者が行っています。 ●体育館や陸上競技場（人工芝フィールド含む）、テニスコートなどは、休日を中心に高い利用率となっています。

効果的・効率的な活用に向けて
<p>施設利用者数や利用率、使われ方などをチェックするとともに、事業者の事業活動や区民ニーズなどを把握して、次のとおり効果的・効率的な活用に向けて取り組んでいきます。</p> <p>◆スポーツ関連施設（11）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●奥戸総合スポーツセンター野球場では、観覧席の大規模改修や、照明のLED化、スコアボードの電子化などを行い、利用しやすい環境を整備していきます。今後も区民が安全・安心にスポーツ活動に取り組むために、指定管理者と連携をしながら、全てのスポーツ施設で継続的なメンテナンスと計画的な改修を行っていきます。 ●小菅東スポーツ公園テニスコートでは、人工芝の張り替え、壁打ちテニスの

壁改修などを公園全体の改修に合わせて行います。

- 荒川河川敷では、河川敷利用者の安全を考慮して、緊急河川敷道路沿いに防球ネットの設置や、トイレ更新を行い利便性・安全性を向上させるための改修を計画的に行っています。
- 安全で快適にスポーツに親しめる環境を整備するため、既存施設の継続的なメンテナンスと計画的な修繕・改修を推進します。その際、施設整備を効果的・効率的に行うことのできる方法を検討します。
- スポーツ関連施設は、区民のスポーツによる元気なまちづくりの実現のため、既存施設の維持管理及び修繕・改修を行い、引き続き活用していきます。

(10) 行政

「行政」は「庁舎」、「事務所・作業所」及び「職員施設」に区分します。

(10) 行政	
① 庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ◆総合庁舎（1） ◆区民窓口（10） ◆清掃関連施設（4） ◆福祉事務所東庁舎（1） ◆施設維持課庁舎（1） ◆道路補修課庁舎（1） ◆公園課庁舎（1）
② 事務所・作業所	◆事務所（5）
③ 職員施設	<ul style="list-style-type: none"> ◆人材育成施設（1） ◆職員福利施設（2）

※（ ）内の数字は施設の数を示します。

① 庁舎

現状・課題
<p>◆総合庁舎（1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●総合庁舎は、区民サービスを提供するための中心となる施設であるとともに、区民の安全・安心を確保するための拠点となる施設です。 ●施設・設備の老朽化が進んでいます。 ●災害対策本部としての機能や防災性能の不足、利用しにくい建物構造、バリアフリー対応、狭あいなサービス提供スペースなどの様々な課題を抱えています。 <p>◆区民窓口（10）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●区民事務所が6施設、区民サービスコーナーが4施設あります。 ●各種行政サービスを身近な窓口で受けられることを目的とした施設であり、各地域をカバーできるよう区民事務所及び区民サービスコーナーを設置しています（四ツ木駅区民サービスコーナーを除き、地区センターに併設）。 ●施設の狭あい化が進んだことによる待合スペースなどの拡充の検討や総合

庁舎と同等のサービスを求める区民からの要望もあるため、DXの推進をはじめとする区民ニーズに対応した行政サービスの展開が課題となっています。

◆清掃関連施設（4）

- 清掃事務所、清掃事務所新宿分室があります。清掃事務所奥戸分室とテナ中継所は、清掃施設再編のため、使用を停止しています。
- 清掃事務所及び清掃事務所新宿分室は、区民や事業所から排出されるごみや資源を迅速かつ安定的に収集し、衛生環境の保持を行う機能を担っています。

◆福祉事務所東庁舎（1）

- 生活困窮者などに対して相談、生活保護の決定、支援給付などを行う機能を担っています。

◆施設維持課庁舎（1）

- 施設維持課庁舎は、区有施設のスピード修繕及び樹木剪定等の維持管理業務並びに水防などの災害時の緊急時対応業務を担う活動拠点としての機能を担い、それに従事する職員の事務所、棚等の製作物を作製する作業場、必要な資器材の倉庫及び他部署共用の車両を集中管理する場所として使用しています。

◆道路補修課庁舎（1）

- 道路補修課庁舎は、道路施設の維持管理業務及び水防活動の拠点としての機能を担っています。

◆公園課庁舎（1）

- 公園課庁舎は、公園等利用者の受付窓口や公園等整備及び施設の維持管理に関するサービスを行い、区の公園行政の効率的推進を図る機能を担っています。また、水防などの緊急時対応といった業務を担う拠点として、業務に必要な資器材の倉庫として使用しています。
- 公園課庁舎は、バリアフリーに対応していないといった課題があります。

効果的・効率的な活用に向けて

施設利用者数や申請処理件数などをチェックするとともに、施設利用の満足度や求められるサービス・区民ニーズなどを把握して、次のとおり効果的・効率的な活用に向けて取り組んでいきます。

◆総合庁舎（1）

- 建物や設備の経年劣化に対応するとともに、便利で快適な区民サービス機能の向上、必要な防災機能の確保などを目指し、必要な検討や基金の積み立てなどを行い、令和10（2028）年度を目途に新庁舎を整備する準備を進めています。新庁舎への移転までの間、現庁舎は必要な修繕を行い、より利用しやすい施設となるよう工夫しながら使用していきます。

◆区民窓口（10）

- 身近な窓口として利用者のニーズを踏まえ、社会情勢の変化に合わせたDXの推進などによる満足度の高い行政サービスを提供するとともに、来庁者の利便性や快適性の向上を図っていきます。また、必要な修繕を行いながら施設を維持管理していきます。

◆清掃関連施設（4）

- 区の清掃事業を円滑に進めていくため、将来的な事業のあり方などを考慮し、清掃事務所奥戸分室及びコンテナ中継所跡地への清掃施設の集約・再編を進めていきます。

◆福祉事務所東庁舎（1）

- 今後も生活保護行政などの拠点として、サービスの提供を図っていきます。また、適切な維持管理及び修繕を実施し、施設の長寿命化を図ります。

◆施設維持課庁舎（1）

- 施設維持課庁舎は、管理する資機材や機械等を随時見直し、メンテナンスを継続実施して、業務活動に支障がないよう施設を活用しています。また、現総合庁舎の活用状況を踏まえ移転についても検討をしていきます。

◆道路補修課庁舎（1）

- 道路補修課庁舎は、今後の庁舎移転を機に、効果的・効率的な業務の執行を図るため、現総合庁舎の活用状況を踏まえた移転や必要とする施設の機能などについて検討していきます。

◆公園課庁舎（1）

- 公園課庁舎は、バリアフリーへの対応を検討するとともに、必要な修繕を行いながら、施設の良好な維持を図りつつ、現総合庁舎の活用状況を踏まえた移転や必要とする施設の機能などについても検討をしていきます。

② 事務所・作業所

現状・課題
<p>◆事務所（5）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●すぐやる課分室、立石駅周辺地区街づくり事務所、政策企画課分室、児童相談所開設準備室、学校施設開放分室があります。 ●すぐやる課分室は、現場確認や緊急対応で使用する道具などの保管及び職員の事務所として使用しており、区民からの要望に対して迅速に対応するための拠点としての機能を担っています。 ●立石駅周辺地区街づくり事務所は、民間から借り上げています。立石駅北口付近に開設し、地元権利者の街づくりに関する相談などに応えるとともに、街づくり活動のための場を提供することにより、より一層の再開発の推進を担っています。なお、立石駅北口地区再開発事業の進捗に伴い令和5（2023）年度に物件明け渡しとなるため、地区近隣へ令和4（2022）年度末に移転します。 ●政策企画課分室は、国勢調査等の国の基幹統計調査を行う統計調査係の事務室として、民間から借り上げています。 ●児童相談所開設準備室は、児童相談所の開設準備を行うための事務室として、民間から借り上げています。 ●学校施設開放分室は、金町保健センターに併設しており、区内学校施設の社会教育その他公共のための利用を調整する機能を担っています。

効果的・効率的な活用に向けて
<p>求められるサービス・区民ニーズなどを把握して、次のとおり効果的・効率的な活用に向けて取り組んでいきます。</p> <p>◆事務所（5）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●すぐやる課分室は、直接の区民対応や緊急案件に対応するため、必要な修繕を行いながら、施設の長寿命化を図ります。 ●立石駅周辺地区街づくり事務所は、「立石駅周辺地区の街づくり」事業の進捗に伴い施設のあり方が変わる可能性があります。このため事業の進捗状況を踏まえ、今後の事務所の取り扱いについて継続して検討していきます。 ●政策企画課分室は、当面、国勢調査等基幹統計調査を行う統計調査係の事務室として民間借上げを継続しつつ、現庁舎の活用状況を踏まえ移転についても検討をしていきます。 ●児童相談所開設準備室は、児童相談所の開設まで民間借上げを継続します。 ●学校施設開放分室は、建物全体を管理する地域保健課と協力し、適切な維持管理に努めていきます。

③ 職員施設

現状・課題
<p>◆人材育成施設（1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●職員人材育成センターがあります。 ●葛飾区職員の研修や健康診断などで使用し、組織力の強化を図る機能を担っています。 ●男女平等推進センターに併設しています。 <p>◆職員福利施設（2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●单身向け及び世帯向けの職員寮があります。 ●地方出身の新規採用者といった、住宅に困窮している職員向けの住宅を提供する機能を担っています。また、災害時の要員確保の側面もあります。 ●公園課・公園管理所や地域コミュニティ施設に併設しています。 ●白鳥職員寮は、子育て支援施設の施設更新（白鳥保育園・白鳥児童館の建替え）に伴い、令和5（2023）年4月に廃止予定です。

効果的・効率的な活用に向けて
<p>施設利用率や入寮者数などをチェックして、次のとおり効果的・効率的な活用に向けて取り組んでいきます。</p> <p>◆人材育成施設（1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●今後も職員の研修や健康診断などで施設を最大限に活用するとともに、会議や打合せでも使用するなど、効果的・効率的な活用を図っていきます。 <p>◆職員福利施設（2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●必要な修繕や不具合の改修を実施し、施設を維持管理していきます。

(11) その他

「その他」は「人権啓発施設」と「その他施設」の2つに分類します。

(11) その他	
① 人権啓発施設	◆人権啓発施設（2）
② その他施設	◆地元管理施設（3） ◆旧出張所（1） ◆旧住宅（1） ◆旧児童館（1） ◆旧学校（4）

※（ ）内の数字は施設の数を示します。

① 人権啓発施設

現状・課題
<p>◆人権啓発施設（2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男女平等推進センターと同和対策仮奥戸集会所があります。 ●男女平等推進センターは、男女平等社会の推進に関する学習の機会及び交流と活動の場を区民に提供する機能を担っています。 ●同和対策仮奥戸集会所は、同和問題の早期解決を図る同和対策事業推進の場としての機能を担っています。 ●男女平等推進センターの相談事業の利用率は増加しており、施設全体の利用率は、新型コロナウイルス感染症の影響で一時減少したものの増加傾向にあります。 ●男女平等推進センターは、これまでに大規模改修を実施していますが、今後は、設備の計画的な修繕を実施していく必要があります。 ●同和対策仮奥戸集会所は、施設の老朽化が進んでおり、耐震上の課題があるため、令和6（2024）年1月末をもって閉所し、同年2月以降に解体する予定です。
効果的・効率的な活用に向けて
<p>施設利用者数や利用率、使われ方などをチェックするとともに、施設利用の満足度や求められるサービス・区民ニーズなどを把握して、次のとおり効果的・効率的な活用に向けて取り組んでいきます。</p>

◆人権啓発施設（2）

- トイレの洋式化・手すりの設置など施設のバリアフリー化を進めていくとともに、社会情勢の変化に伴い、利用団体の活動が多様化していることから、諸室でのインターネットを活用したオンライン会議開催などの利便性向上や計画的な設備更新・改修等を行うことで、より効果的・効率的な活用を図っていきます。

② その他施設

現状・課題
<p>◆地元管理施設（3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●旧地域コミュニティ施設があります。 ●旧地域コミュニティ施設は、低利用率を理由としてその用途を廃止し、地域活動に資する用途で地元町会に貸付けています。 ●維持管理や運営は、地元町会が行っています。 <p>◆旧出張所（1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●旧高砂出張所庁舎があります。 ●都営住宅と併設していた旧出張所を、郵便局舎として貸付けています。 ●施設の維持管理は、郵便局が行っています。 <p>◆旧住宅（1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●旧教職員住宅があります。 ●住宅としての用途廃止後は、物品の保管場所として暫定利用しています。 <p>◆旧児童館（1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●旧児童館があります。 ●児童館としての用途廃止後は、物品の保管場所として暫定利用しています。 <p>◆旧学校（4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校の統廃合により廃校となった施設の有効活用を目的とし、外部団体への貸付けや、体育館・校庭などの開放を行っています。 ●第一順位避難所に指定されているものもあります。 ●様々な目的で利用されています。 ●全ての施設で老朽化が進み、維持管理や補修に多くの経費を要しています。
効果的・効率的な活用に向けて
<p>施設利用の実態を把握して、次のとおり効果的・効率的な活用に向けて取り組んでいきます。</p> <p>◆地元管理施設（3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原則、施設が使える間は、維持管理や運営を地元町会が担い、地域住民活動の拠点として活用していきます。

◆旧出張所（1）

- 併設する都営住宅の解体の際は、当該施設の廃止についても検討を行っていきます。

◆旧住宅（1）

- 施設のあり方について検討を行っていきます。

◆旧児童館（1）

- 施設の有効活用について検討を行っていきます。

◆旧学校（4）

- 必要な修繕を行いながら利活用を図っていますが、施設の老朽化による不具合が多く出ています。当該施設は様々な目的で利用されていることから、今後の修繕や維持管理の考え方について検討していきます。
- 当該施設は暫定活用施設であるため、今後も引き続き、施設の有効活用方法について検討を進めます。

4-2 インフラ系公共施設

(1) 道路施設

① 区道

基本情報	
●延長	： 846 [キロメートル]
●道路面積	： 5.5 [平方キロメートル]
(上記数値は、特別区道・区有通路・認定外道路・水路跡地の合計)	
出典：葛飾区の現況 第57版	
現状・課題	
<ul style="list-style-type: none"> ●区道については、昭和48(1973)年度から着手した下水道事業に併せ、舗装や排水施設などの改修整備を進めてきました。早期に整備した地区では、供用開始から50年近く経過し、道路の損傷が進行しており、本格的な修繕・改修の時代が到来しています。 ●令和4(2022)年度に更新した「葛飾区道路管理計画」に基づき、施設が壊れるまで使用して再度構築する従来の事後保全型管理から、計画的な修繕を実施して施設の長寿命化を図る予防保全型管理を基本とし、修繕・改修に取り組んでいます。 	

効果的・効率的な活用に向けて	
<ul style="list-style-type: none"> ●「葛飾区道路管理計画」を踏まえ、道路の特性に応じた管理基準に基づき、予防保全型管理を基本とした計画的な修繕・改修を行い、施設の長寿命化を図ります。 ●今後の計画的な維持管理を継続するためには、道路等に関するデータを記録・蓄積して活用する仕組みが必要となります。持続可能な管理体制の実現のため、点検・診断から措置・記録までのメンテナンスサイクルが循環するように計画的に実施します。 ●効果的・効率的なインフラメンテナンスの実施に向けて、新技術の活用や道路資産の最適化などについて検討を行っていきます。 	

② 橋梁

基本情報	
●橋 数	: 26 (3) [橋] ※ () 内は歩道橋
●延 長	: 2,217 [メートル]
●橋梁面積	: 18,301 [平方メートル]
出典：令和元年 葛飾区橋梁長寿命化修繕計画（更新）	
現状・課題	
<ul style="list-style-type: none"> ●本区が管理している橋長 2m以上の橋梁は 29 橋あります。このうち、供用期間が 50 年を超える橋梁は現在 15 橋あり、今後 10 年のうちには 21 橋、20 年後には 24 橋に増加し、老朽化が急速に進行していきます。 ●令和元（2019）年に「葛飾区橋梁長寿命化修繕計画」を更新し、橋梁の計画的な修繕に取り組んでいます。 	

効果的・効率的な活用に向けて	
<ul style="list-style-type: none"> ●「葛飾区橋梁長寿命化修繕計画（更新）」を踏まえ、予防的かつ計画的に修繕を行い、橋梁施設の適切な維持管理を進めます。 ●橋梁の健全度を把握するために、「葛飾区橋梁点検要領」に基づく 6 か月に 1 回の通常点検と、5 年に 1 回の定期点検を行っていきます。 ●架橋環境や交通量、材料などの様々な要因により違いがありますが、予防保全型の維持管理により長寿命化を図り、橋梁の寿命 100 年以上を目指します。 ●点検や予防保全のための修繕工事を計画的に行うことにより、道路ネットワークの信頼性を向上させるとともに、災害時の避難経路の確保など、地域の安全・安心に寄与していきます。 ●新技術の活用や橋梁の集約・撤去について検討を行っていきます。 	

(2) 公園施設

基本情報	
●公園数	： 316 [箇所]
●公園面積	： 106.7 [ヘクタール]
(児童遊園を含む)	
出典：葛飾区の現況 第57版	
現状・課題	
●	50年以上にわたり整備してきた公園・児童遊園は、その約半数が30年以上を経過して老朽化が目立ちはじめ、遊戯・修景施設や電気・機械設備を中心に劣化が進行しています。
●	公園は社会的なニーズを受けて、交通公園、親水公園、運動公園などを整備してきました。近年では、環境共生型の公園や防災活動拠点公園などの整備を進めているほか、ユニバーサルデザインに対応した施設の整備も求められています。

効果的・効率的な活用に向けて	
●	「葛飾区公園施設長寿命化計画（平成25年3月）」や「葛飾区公園・河川等総合管理計画（令和元年8月）」などを踏まえて、公園・児童遊園等の適切な維持管理及び修繕を継続して行い、施設の長寿命化を図るとともに、施設のあり方についても検討していきます。
●	公園の整備については、当面は区民一人あたりの公園面積 5.0 m ² を目指すことに留意しつつ、まちづくり事業などと連携して、区民が気軽に歩いていける公園や、地域の防災活動拠点となる公園の整備を推進していきます。
●	健全な公園利用を維持できるよう、必要な改修を計画的に進めるとともに、緑の機能と効用を増進させながら、樹木の伐採や小型樹種への植替えなどの対策を検討します。
●	公園の管理運営については、地域の団体等が、公園の清掃や点検・監視・花壇の管理運営等を担えるよう、制度の見直しに取り組みます。

資料

施設一覽表

施設一覧表（建築物系公共施設）

施設類型	施設用途・機能	小分類	No	対象施設	備考
コミュニティ	地域活動施設	地域コミュニティ施設 (71)	1	立石地区センター	
			2	立石地区センター別館	
			3	東立石地区センター	
			4	東立石地区センター別館	
			5	東四つ木地区センター	
			6	四つ木地区センター	
			7	堀切地区センター	
			8	堀切地区センター別館	
			9	南綾瀬地区センター	
			10	南綾瀬地区センター別館	
			11	お花茶屋地区センター	
			12	亀有地区センター	
			13	青戸地区センター	
			14	新小岩北地区センター	
			15	新小岩地区センター	
			16	奥戸地区センター	
			17	高砂地区センター	
			18	柴又地区センター	
			19	新宿地区センター	
			20	金町地区センター	
			21	東金町地区センター	
			22	水元地区センター	
			23	西水元地区センター	
			24	亀有集い交流館	
			25	新小岩北集い交流館	
			26	たつみ集い交流館	
			27	末広集い交流館	
			28	水元集い交流館	
			29	西青戸集い交流館	
			30	宝町集い交流館	
			31	新宿防災コミュニティセンター集い交流館	
			32	青戸高架下集い交流館	
			33	西亀有集い交流館	
			34	新小岩南集い交流館	
			35	木根川集い交流館	
			36	亀有北集い交流館	
			37	南綾瀬第二集い交流館	
			38	高砂北集い交流館	
			39	東奥戸集い交流館	
			40	亀有東集い交流館	
			41	南水元集い交流館	
			42	奥戸しらさぎ集い交流館	
			43	亀が岡集い交流館	
			44	金町つつみ集い交流館	
			45	幸田集い交流館	
			46	白鳥集い交流館	
			47	渋江集い交流館	
			48	さくらみち集い交流館	
			49	上平井集い交流館	
			50	細田集い交流館	

施設一覧表（建築物系公共施設）

施設類型	施設用途・機能	小分類	No	対象施設	備考
コミュニティ	地域活動施設	地域コミュニティ施設 (71)	51	いいつか集い交流館	
			52	白鳥憩い交流館	
			53	西奥戸憩い交流館	
			54	東奥戸憩い交流館	
			55	砂原憩い交流館	
			56	末広憩い交流館	
			57	鎌倉憩い交流館	
			58	宝町憩い交流館	
			59	柴又憩い交流館	
			60	新宿憩い交流館	
			61	たつみ憩い交流館	
			62	水元憩い交流館	
			63	青戸中央憩い交流館	
			64	東金町憩い交流館	
			65	小菅憩い交流館	
			66	中道憩い交流館	
			67	堀切憩い交流館	
			68	亀有学び交流館	
			69	柴又学び交流館	
			70	水元学び交流館	
					71
		駅前活動施設 (1)	72	金町駅前活動センター	
		ボランティア支援施設 (1)	73	かつしかボランティアセンター	
		居場所提供施設 (1)	74	旧あきみつ寮	
文化	文化施設	文化施設 (2)	75	かつしかシンフォニーヒルズ（葛飾区文化会館）	
			76	かめありリリオホール（葛飾区亀有文化ホール）	
産業	産業関連施設	産業振興施設 (1)	77	テクノプラザかつしか（地域産業振興会館）	
		創業支援・操業支援施設 (2)	78	新小岩創業支援施設	
			79	東四つ木工場ビル（操業支援施設）	
		伝統産業施設 (1)	80	伝統産業館	
		勤労者福祉施設 (1)	81	勤労福祉会館	
	観光関連施設	観光関連施設 (4)	82	観光文化センター	
			83	山本亭	
			84	柴又レンタサイクル倉庫	
			85	旧柴又職員寮	
健康・福祉	健康・医療・衛生施設	保健衛生施設 (5)	86	葛飾区保健所	
			87	青戸保健センター	
			88	新小岩保健センター	
			89	金町保健センター	
			90	水元保健センター	
		診療施設 (4)	91	立石休日応急診療所	
			92	金町休日応急診療所	
			93	陣吉児・者歯科診療所（ひまわり歯科診療所）	
			94	ねたきり高齢者歯科診療所（たんぼほ歯科診療所）	
			95	金町作業所	
	高齢者支援施設	就労支援施設 (2)	96	立石作業所	
			97	シニア活動支援センター	
		活動支援施設 (1)	98	水元ふれあいの家	
		介護保険関連施設 (11)	99	奥戸くつろぎの郷	
			100	東四つ木ほほえみの里	A街区・D街区

施設一覧表（建築物系公共施設）

施設類型	施設用途・機能	小分類	No	対象施設	備考	
健康・福祉	高齢者支援施設	介護保険関連施設 (11)	101	西水元あやめ園		
			102	水元在宅サービスセンター		
			103	東堀切在宅サービスセンター		
			104	奥戸在宅サービスセンター		
			105	亀有在宅サービスセンター		
			106	東四つ木在宅サービスセンター		
			107	東新小岩在宅サービスセンター		
			108	西水元在宅サービスセンター		
	障害者支援施設	地域福祉障害者施設 (4)		109	障害者福祉センター	
				110	子ども発達センター堀切分室	
				111	子ども発達センター水元分室	
				112	子ども発達センター新小岩分室	
		障害者通所施設 (10)		113	水元そよかぜ園	
				114	奥戸福祉館	
				115	鎌倉福祉館	
				116	高砂福祉館	
				117	西水元福祉館	
				118	白鳥福祉館	
				119	東堀切くすのき園	
				120	きね川福祉作業所	
				121	青戸しょうぶ	
				122	こすもす	
		障害児通所施設 (2)		123	葛飾幼児グループ	
				124	のぞみ発達クリニック	
		就労支援施設 (1)		125	障害者就労支援センター	
				126	あすなろの家	
子育て支援	子ども・家庭支援施設	子ども未来プラザ (2)	127	子ども未来プラザ鎌倉		
			128	子ども未来プラザ西新小岩		
		保育施設 (42)		129	小松保育園	認可保育所（公設公営）
				130	白鷺保育園	認可保育所（公設公営）
				131	双葉保育園	認可保育所（公設公営）
				132	青戸保育園	認可保育所（公設公営）
				133	上平井保育園	認可保育所（公設公営）
				134	四つ木保育園	認可保育所（公設公営）
				135	小合保育園	認可保育所（公設民営）
				136	木根川保育園	認可保育所（公設公営）
				137	半田保育園	認可保育所（公設公営）
				138	東新小岩保育園	認可保育所（公設公営）
				139	南堀切保育園	認可保育所（公設公営）
				140	小菅保育園	認可保育所（公設公営）
				141	宝保育園	認可保育所（公設公営）
				142	住吉保育園	認可保育所（公設民営）
				143	梅田保育園	認可保育所（公設公営）
				144	白鳥保育園	認可保育所（公設公営）
				145	渋江保育園	認可保育所（公設公営）
				146	細田保育園	認可保育所（公設公営）
147	二上保育園	認可保育所（公設公営）				
148	南奥戸保育園	認可保育所（公設公営）				
149	南新宿保育園	認可保育所（公設公営）				
150	新水元保育園	認可保育所（公設公営）				

施設一覧表（建築物系公共施設）

施設類型	施設用途・機能	小分類	No	対象施設	備考		
子育て支援	子ども・家庭支援施設	保育施設 (42)	151	南鎌倉保育園	認可保育所（公設公営）		
			152	幸田保育園	認可保育所（公設公営）		
			153	堀切保育園	認可保育所（公設公営）		
			154	道上保育園	認可保育所（公設公営）		
			155	小菅東保育園	認可保育所（公設公営）		
			156	会野保育園	認可保育所（公設公営）		
			157	西新小岩保育園	認可保育所（公設公営）		
			158	東堀切保育園	認可保育所（公設公営）		
			159	花の木保育園	認可保育所（公設公営）		
			160	中青戸保育園	認可保育所（公設民営）		
			161	東半田保育園	認可保育所（公設公営）		
			162	たつみ保育園	認可保育所（公設民営）		
			163	南白鳥保育園	認可保育所（公設公営）		
			164	小谷野しょうぶ保育園	認可保育所（公設民営）		
			165	新高砂保育園	認可保育所（公設公営）		
			166	青戸もも保育園	認可保育所（民設民営）		
			167	そあ保育園	認可保育所（民設民営）		
			168	金町ひまわり保育園	認可保育所（民設民営）		
			169	青戸ひだまり保育園	小規模保育事業所		
			170	新小岩保育室「結」	小規模保育事業所		
				児童館 (25)	171	白鳥児童館	
					172	東堀切児童館	
					173	西奥戸児童館	
					174	東奥戸児童館	
					175	南奥戸児童館	
					176	亀有児童館	
					177	西亀有児童館	
					178	鎌倉児童館	
					179	高砂児童館	
					180	柴又児童館	
					181	新柴又児童館	
					182	未広児童館	
					183	南新宿児童館	
					184	新水元児童館	
					185	花の木児童館	
					186	幸田児童館	
					187	青戸児童館	
					188	青戸中央児童館	
					189	東金町児童館	
					190	渋江児童館	
					191	小菅児童館	
					192	中道児童館	
		193	宝町児童館				
		194	堀切児童館				
		195	梅田児童館				
		学童保育クラブ (63)	196	青戸学童保育クラブ	児童館併設		
			197	青戸中央学童保育クラブ	児童館併設		
			198	西奥戸学童保育クラブ	児童館併設		
			199	東奥戸学童保育クラブ	児童館併設		
			200	南奥戸学童保育クラブ	児童館併設		

施設一覧表（建築物系公共施設）

施設類型	施設用途・機能	小分類	No	対象施設	備考
子育て支援	子ども・家庭支援施設	学童保育クラブ (63)	201	白鳥学童保育クラブ	児童館併設
			202	東堀切学童保育クラブ	児童館併設
			203	末広学童保育クラブ	児童館併設
			204	花の木学童保育クラブ	児童館併設
			205	亀有学童保育クラブ	児童館併設
			206	西亀有学童保育クラブ	児童館併設
			207	柴又学童保育クラブ	児童館併設
			208	新柴又学童保育クラブ	児童館併設
			209	鎌倉学童保育クラブ	児童館併設
			210	高砂学童保育クラブ	児童館併設
			211	梅田学童保育クラブ	児童館併設
			212	幸田学童保育クラブ	児童館併設
			213	東金町学童保育クラブ	児童館併設
			214	宝町学童保育クラブ	児童館併設
			215	堀切学童保育クラブ	児童館併設
			216	中道学童保育クラブ	児童館併設
			217	葛飾学園半田学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など
			218	葛飾学園上千葉第一・第二学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など
			219	奥戸小学学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など
			220	松上・第二松上学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など
			221	高砂小第一・第二学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など
			222	中青戸・中青戸第二・中青戸第三学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など
			223	こひつじ本田学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など
			224	木根川学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など
			225	小松南らる学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など
			226	こひつじ川端学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など
			227	葛飾学園幸田小学学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など
			228	葛飾学園水元第一・第二学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など
			229	にいじゅくみらい第一・第二学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など
			230	北野第一学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など
			231	北野第二学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など
			232	すまいる亀青学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など
			233	上小松学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など
			234	鎌倉小学学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など
			235	そあ学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など
			236	葛飾学園東綾瀬小学学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など
			237	葛飾学園南綾瀬小学学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など
			238	こひつじ本田第二学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など
			239	東水元学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など
			240	原田小学学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など
			241	東金町小ひよどり学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など
			242	東・ひかり学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など
			243	細田小学学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など
			244	南奥戸小第一・第二学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など
			245	すまいる中之台学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など
			246	新宿学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など
			247	ふたば・第二ふたば学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など
			248	梅田小・梅田小第二学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など
			249	金町学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など
			250	葛飾学園西亀有小第一・第二学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など

施設一覧表（建築物系公共施設）

施設類型	施設用途・機能	小分類	No	対象施設	備考	
子育て支援	子ども・家庭支援施設	学童保育クラブ (63)	251	こひつじ・江学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など	
			252	こひつじ川端第二学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など	
			253	飯塚第一・第二・第三学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など	
			254	青戸小・青戸小第二・青戸小第三学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など	
			255	れいめい堀切第一・第二学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など	
			256	西新小岩あや第一・第二学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など	
			257	清和小学学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など	
			258	つばさ学童保育クラブ	小学校内または小学校敷地内など	
		子ども・家庭相談施設 (2)	259	子ども総合センター		
			260	金町子どもセンター		
街づくり・環境	区民提供住宅	区民提供住宅 (33)	261	青戸八丁目第2アパート	区営住宅	
			262	白鳥三丁目第3アパート	区営住宅	
			263	白鳥三丁目第4アパート	区営住宅	
			264	柴又二丁目アパート1号棟	区営住宅	
			265	柴又二丁目アパート2号棟	区営住宅	
			266	柴又二丁目アパート3号棟	区営住宅	
			267	柴又六丁目アパート1号棟	区営住宅	
			268	柴又六丁目アパート2号棟	区営住宅	
			269	柴又六丁目第2アパート	区営住宅	
			270	水元一丁目アパート	区営住宅	
			271	宝町一丁目アパート1号棟	区営住宅	
			272	宝町一丁目アパート2号棟	区営住宅	
			273	亀有一丁目第4アパート	区営住宅	
			274	西亀有二丁目第9アパート4号棟	区営住宅	
			275	西亀有二丁目第9アパート10号棟	区営住宅	
			276	金町四丁目第3アパート	区営住宅	
			277	コーシュ奥戸	シルバーピア住宅	
			278	コーシュお花茶屋	シルバーピア住宅	
			279	コーシュ柴又	シルバーピア住宅	
			280	コーシュ鎌倉	シルバーピア住宅	
			281	コーシュ第2鎌倉	シルバーピア住宅	
			282	コーシュ高砂	シルバーピア住宅	
			283	コーシュ細田	シルバーピア住宅	
			284	コーシュ立石	シルバーピア住宅	
			285	コーシュ南水元	シルバーピア住宅	
			286	コーシュ東金町	シルバーピア住宅	
			287	コーシュ堀切	シルバーピア住宅	
			288	コーシュ小菅	シルバーピア住宅	
			289	コーシュ第2堀切	シルバーピア住宅	
			290	コーシュ西亀有	シルバーピア住宅	
			291	コーシュ四つ木	シルバーピア住宅	
			292	白鳥区民住宅	区民住宅	
			293	東四つ木コミュニティ住宅	コミュニティ住宅	
交通施設	駐車場及び自転車駐車場 (9)	294	金町南駐車場			
		295	亀有南駐車場			
		296	亀有駅南口公園下自転車駐車場			
		297	新小岩駅南口自転車駐車場			
		298	新小岩駅北口自転車駐車場			
		299	新小岩東北自転車駐車場			
		300	西井堀せせらぎパーク自転車駐車場			

施設一覧表（建築物系公共施設）

施設類型	施設用途・機能	小分類	No	対象施設	備考
街づくり・環境	交通施設	駐車場及び自転車駐車場 (9)	301	お花茶屋地下自転車駐車場	
			302	高砂自転車駐車場	
	公園・水辺施設	飲食提供施設 (2)	303	静観亭	
			304	和楽亭	
	公園・水辺施設	水質浄化施設 (1)	305	水元小合溜水質浄化センター	
			防災・生活安全施設	研修施設 (6)	306
	307	西亀有防災研修室			
	308	柴又防災研修室			
	309	水元飯塚防災研修室			
	310	小菅防災研修室			
	311	立石防災研修室			
	公園・水辺施設	物資保管施設 (22)	312	立石防災資器材倉庫	
			313	高砂災害備蓄倉庫	
			314	水元災害備蓄倉庫	
			315	立石災害備蓄倉庫	
			316	新宿災害備蓄倉庫	
			317	お花茶屋災害備蓄倉庫	
			318	奥戸第一災害備蓄倉庫	
			319	西亀有災害備蓄倉庫	
			320	新小岩災害備蓄倉庫	
			321	奥戸第二災害備蓄倉庫	
			322	木根川災害備蓄倉庫	
			323	亀有災害備蓄倉庫	
			324	小菅災害備蓄倉庫	
			325	青戸第一災害備蓄倉庫	
			326	青戸第二災害備蓄倉庫	
			327	東新小岩第一備蓄倉庫	
			328	東新小岩第二災害備蓄倉庫	
			329	東四つ木災害備蓄倉庫	
			330	観光文化センター災害備蓄倉庫	
			331	水元飯塚災害備蓄倉庫	
			332	奥戸第三災害備蓄倉庫	
	333	葛飾にいじゅくみらい公園災害対策備蓄倉庫			
公園・水辺施設	給水施設 (2)	334	青戸平和公園災害対策用深井戸給水施設		
		335	高砂北公園災害対策用深井戸給水施設		
公園・水辺施設	消費生活施設 (1)	336	消費生活センター		
		環境関連施設	リサイクル啓発施設 (2)	337	かつしかエコライフプラザ
338	リサイクルセンター				
学校教育	学校教育施設	小学校・中学校 (73)	339	本田小学校	
			340	葛飾小学校	
			341	梅田小学校	
			342	渋江小学校	
			343	南綾瀬小学校	
			344	上千葉小学校	
			345	堀切小学校	
			346	奥戸小学校	
			347	上平井小学校	
			348	二上小学校	
			349	小松南小学校	
			350	高砂小学校	

施設一覧表（建築物系公共施設）

施設類型	施設用途・機能	小分類	No	対象施設	備考
学校教育	学校教育施設	小学校・中学校 (73)	351	新宿小学校	
			352	住吉小学校	
			353	亀青小学校	
			354	道上小学校	
			355	金町小学校	
			356	末広小学校	
			357	柴又小学校	
			358	鎌倉小学校	
			359	水元小学校	
			360	こすげ小学校	
			361	半田小学校	
			362	宝木塚小学校	
			363	青戸小学校	
			364	清和小学校	
			365	木根川小学校	
			366	中之台小学校	
			367	綾南小学校	
			368	川端小学校	
			369	北野小学校	
			370	白鳥小学校	
			371	松上小学校	
			372	西小菅小学校	
			373	柴原小学校	
			374	中青戸小学校	
			375	南奥戸小学校	
			376	東綾瀬小学校	
			377	原田小学校	
			378	東柴又小学校	
			379	飯塚小学校	
			380	西亀有小学校	
			381	花の木小学校	
			382	上小松小学校	
			383	幸田小学校	
			384	細田小学校	
			385	東金町小学校	
			386	東水元小学校	
			387	よつぎ小学校	
			388	本田中学校	
			389	金町中学校	
			390	水元中学校	
391	新宿中学校				
392	奥戸中学校				
393	綾瀬中学校				
394	上平井中学校				
395	中川中学校				
396	桜道中学校				
397	堀切中学校				
398	双葉中学校				
399	大道中学校				
400	四ツ木中学校				

施設一覧表（建築物系公共施設）

施設類型	施設用途・機能	小分類	No	対象施設	備考
学校教育	学校教育施設	小学校・中学校 (73)	401	小松中学校	
			402	亀有中学校	
			403	立石中学校	
			404	常盤中学校	
			405	一之台中学校	
			406	青戸中学校	
			407	青葉中学校	
			408	高砂中学校	
			409	東金町中学校	
			410	葛美中学校	
			411	新小岩中学校	
		特別支援学校 (1)	412	保田しおさい学校	
		幼稚園 (2)	413	北住吉幼稚園	
			414	水元幼稚園	
		校外施設 (1)	415	日光林間学園	
		教育支援施設 (1)	416	総合教育センター	
		科学教育施設 (1)	417	科学教育センター未来わくわく館	
社会教育	生涯学習施設	博物館 (1)	418	郷土と天文の博物館	
			図書館 (14)	419	中央図書館
		420		お花茶屋図書館	
		421		上小松図書館	
		422		亀有図書館	
		423		水元図書館	
		424		鎌倉図書館	
		425		立石図書館	
		426		四つ木地区図書館	
		427		西水元地区図書館	
		428		青戸地区図書館	
		429		奥戸地区図書館	
		430		こすげ地区図書館	
		431		にいじゅく地区図書館	
		432	リリオ亀有図書サービスカウンター		
		地域教育施設 (1)	433	水元スポーツセンター公園子ども動物広場	
スポーツ	スポーツ施設	スポーツ関連施設 (11)	434	奥戸総合スポーツセンター（体育館・陸上競技場）	
			435	奥戸総合スポーツセンター（温水プール館・エイトホール）	
			436	水元総合スポーツセンター	
			437	こやのエンジョイくらぶクラブハウス	
			438	葛飾にいじゅくみらい公園管理棟	
			439	金町公園プール	
			440	渋江公園管理事務所	
			441	小菅西公園管理棟	
			442	上千葉公園少年野球場管理事務所	
			443	東金町運動場管理事務所	
			444	東金町運動場スポーツライミングセンター	
			行政	庁舎	総合庁舎 (1)
区民窓口 (10)	446	金町区民事務所			
	447	亀有区民事務所			
	448	新小岩北区民事務所			
	449	高砂区民事務所			
	450	堀切区民事務所			

施設一覧表（建築物系公共施設）

施設類型	施設用途・機能	小分類	No	対象施設	備考
行政	庁舎	区民窓口 (10)	451	水元区民事務所	
			452	柴又区民サービスコーナー	
			453	新小岩区民サービスコーナー	
			454	四ツ木駅区民サービスコーナー	
			455	南綾瀬区民サービスコーナー	
		清掃関連施設 (4)	456	清掃事務所	
			457	新宿分室	
			458	奥戸分室	
			459	コンテナ中継所	
		福祉事務所東庁舎 (1)	460	福祉事務所東庁舎	
		施設維持課庁舎 (1)	461	施設維持課庁舎	
		道路補修課庁舎 (1)	462	道路補修課庁舎	
		公園課・公園管理所 (1)	463	公園課・公園管理所	
	事務所・作業所	事務所 (5)	464	すぐやる課分室	
			465	立石駅周辺地区街づくり事務所	
			466	政策企画課分室	
			467	児童相談所開設準備室	
			468	学校施設開放分室	
	職員施設	人材育成施設 (1)	469	職員人材育成センター	
		職員福利施設 (2)	470	白鳥職員寮	
471			立石職員寮		
その他	人権啓発施設	人権啓発施設 (2)	472	男女平等推進センター	
	その他施設	地元管理施設 (3)	473	同和対策仮奥戸集会所	
			474	旧青戸中央集い交流館	
			475	旧西小菅集い交流館	
		476	旧小菅東集い交流館		
		旧出張所 (1)	477	旧高砂出張所庁舎	
		旧住宅 (1)	478	旧教職員住宅	
		旧児童館 (1)	479	旧細田児童館	
		旧学校 (4)	480	旧松南小学校	
			481	旧小谷野小学校	
482	旧西渋江小学校				
483	旧東堀切小学校（体育館）				

施設一覧表（インフラ系公共施設）

施設分類		No	対象施設	備考	
橋梁	道路橋 (26)	1	鵜乃森橋		
		2	元宮橋		
		3	高砂諏訪橋		
		4	高砂諏訪橋人道橋		
		5	白鷺橋		
		6	細田橋		
		7	細田橋人道橋		
		8	元隅田橋		
		9	陸前橋		
		10	桜二橋		
		11	西之橋		
		12	無名橋（仮称:新西之橋）		
		13	新小松架道橋		
		14	無名橋（仮称：常磐線北側道橋）		
		15	原田橋		
		16	奥戸橋		
		17	小松橋		
		18	無名橋（仮称：外環西人道橋）		
		19	無名橋（仮称：外環東人道橋）		
		20	堀切避難橋		
		21	中の橋		
		22	東四つ木避難橋		
		23	東之橋		
		24	高砂橋		
		25	富士見橋		
		26	三和橋		
		歩道橋 (3)	27	高砂跨線人道橋	
			28	東四つ木四丁目歩道橋	
			29	亀有香取歩道橋	

施設一覧表（インフラ系公共施設）

施設分類		No	対象施設	備考
公園施設	区立公園 (154)	1	金町公園	
		2	亀有公園	
		3	上千葉公園	
		4	青戸平和公園	
		5	渋江公園	
		6	新宿公園	
		7	お花茶屋公園	
		8	堀切公園	
		9	砂原第一公園	
		10	砂原第二公園	
		11	白鳥公園	
		12	袋橋公園	
		13	白鷺公園	
		14	藤塚東公園	
		15	藤塚西公園	
		16	中道公園	
		17	高砂南公園	
		18	高砂北公園	
		19	上千葉砂原公園	
		20	稲荷公園	
		21	上入公園	
		22	南奥戸公園	
		23	北沼公園	
		24	新宿交通公園	
		25	四つ木公園	
		26	青葉公園	
		27	篠原公園	
		28	新中川通水記念公園	
		29	諏訪野公園	
		30	会野公園	
		31	西青戸公園	
		32	白鳥北公園	
		33	三和公園	
		34	前津公園	
		35	宝町公園	
		36	本田公園	
		37	白鳥南公園	
		38	上平井公園	
		39	堀切菖蒲園	
		40	梅本公園	
		41	中川左岸緑道公園	
		42	南奥戸第二公園	
		43	中川右岸緑道公園	
		44	上小松公園	
		45	水元林-北沢-公園	
		46	住吉公園	
		47	矢付公園	
		48	砂原第三公園	
		49	堀切東公園	
		50	小菅三丁目公園	

施設一覧表（インフラ系公共施設）

施設分類		No	対象施設	備考
公園施設	区立公園 (154)	51	松南公園	
		52	西亀有せせらぎ公園	
		53	東水元公園	
		54	上新記念公園	
		55	上千葉南公園	
		56	東水元みどり公園	
		57	東新小岩二丁目公園	
		58	小松川境川親水公園	
		59	熊野公園	
		60	東四つ木公園	
		61	奥戸南汐公園	
		62	扶妻公園	
		63	西水元宮田公園	
		64	新小岩公園	
		65	渋江東公園	
		66	高砂やちよ公園	
		67	柳田公園	
		68	奥戸林-ツツク公園	
		69	かわばた公園	
		70	奥戸しらさぎ公園	
		71	白鳥東公園	
		72	立石五丁目公園	
		73	小菅めぐみ公園	
		74	亀有二丁目公園	
		75	立石七丁目公園	
		76	荒川小菅緑地公園	
		77	葛西城址公園	
		78	みよし公園	
		79	御殿山公園	
		80	西亀有なかよし公園	
		81	白鳥わかば公園	
		82	東金町四丁目平成公園	
		83	鎌倉公園	
		84	西井堀公園	
		85	奥戸東公園	
		86	曳舟川親水公園	
		87	柴又公園	
		88	木根川中央公園	
		89	こあい公園	
		90	西水元つばき公園	
		91	すなおし公園	
		92	西井堀せせらぎパーク	
		93	奥四あおぞら公園	
		94	はら公園	
		95	外谷汐入庭園	
		96	南水元中の橋公園	
		97	小菅万葉公園	
		98	いりや公園	
		99	にいじゅくプレイパーク	
		100	わかば公園	

施設一覧表（インフラ系公共施設）

施設分類		No	対象施設	備考
公園施設	区立公園 (154)	101	いいつか公園	
		102	堀切二丁目公園	
		103	細田公園	
		104	四つ木四丁目公園	
		105	はらひよこ公園	
		106	葛飾あらかわ水辺公園	
		107	ゆうがお公園	
		108	金町二丁目ときわ公園	
		109	いりや南公園	
		110	亀有リリオパーク	
		111	西水元つばさ公園	
		112	堀切水辺公園	
		113	東新小岩七丁目エンゼルパーク	
		114	水元飯塚公園	
		115	金町末広公園	
		116	高砂七丁目公園	
		117	金町ときわ公園	
		118	白鳥四丁目公園	
		119	柴又二丁目公園	
		120	西水元三丁目公園	
		121	西水元五丁目公園	
		122	したて公園	
		123	西水元猿西公園	
		124	西水元こうだ公園	
		125	奥戸二丁目公園	
		126	南綾瀬中央公園	
		127	奥戸ローズガーデン	
		128	西新小岩公園	
		129	南水元けやき公園	
		130	浮洲公園	
		131	古隅田なかよし公園	
		132	西水元水辺の公園	
		133	細田三丁目せせらぎ公園	
		134	東立石緑地公園	
		135	本田第二公園	
		136	東新小岩一丁目公園	
		137	白ゆり公園	
		138	まんだら公園	
		139	新宿はなみずき公園	
		140	亀有中川堤公園	
		141	四つ木つばさ公園	
		142	葛飾にいじゅくみらい公園	
		143	ほりきりん公園	
		144	飯塚平安第一公園	
		145	飯塚平安第二公園	
		146	西新小岩五丁目公園	
		147	西水元つかのこし公園	
		148	協栄公園	
		149	青戸六丁目さくら公園	
		150	奥戸四丁目落公園	

施設一覧表（インフラ系公共施設）

施設分類		No	対象施設	備考
公園施設	区立公園 (154)	151	東新小岩二丁目かがやき公園	
		152	飯塚なかよし公園	
		153	青戸七丁目共和公園	
		154	奥戸一丁目鬼塚公園	
	条例設置公園 (3)	155	小菅西公園	
		156	小菅東スポーツ公園	
		157	間栗公園	
	児童遊園 (159)	158	下小松児童遊園	
		159	柴又八幡神社児童遊園	
		160	金蓮院児童遊園	
		161	諏訪児童遊園	
		162	白髭神社児童遊園	
		163	熊野神社児童遊園	
		164	堀切児童遊園	
		165	白鷺児童遊園	
		166	新宿一丁目児童遊園	
		167	金町駅北口児童遊園	
		168	さくら児童遊園	
		169	柴原児童遊園	
		170	南奥戸児童遊園	
171		青葉児童遊園		
172		新道口児童遊園		
173		親和児童遊園		
174		桜道児童遊園		
175		みどり児童遊園		
176		細田町児童遊園		
177		亀青児童遊園		
178	小鳩児童遊園			
179	双葉児童遊園			
180	立石児童遊園			
181	砂原児童遊園			
182	大曲り児童遊園			
183	町並児童遊園			
184	若草児童遊園			
185	原田児童遊園			
186	西亀有児童遊園			
187	こやの新児童遊園			
188	堀切赤門児童遊園			
189	東金町児童遊園			
190	大池児童遊園			
191	細田四丁目児童遊園			
192	柴又第一児童遊園			
193	堀切橋児童遊園			
194	東立石児童遊園			
195	しらゆき児童遊園			
196	梅田児童遊園			
197	ひばりが丘児童遊園			
198	古谷野児童遊園			
199	新宿四丁目児童遊園			
200	堀切七丁目児童遊園			

施設一覧表（インフラ系公共施設）

施設分類		No	対象施設	備考
公園施設	児童遊園 (159)	201	堀切東児童遊園	
		202	青戸南児童遊園	
		203	堀切四丁目児童遊園	
		204	小菅西児童遊園	
		205	小松橋児童遊園	
		206	住吉児童遊園	
		207	柴又六丁目児童遊園	
		208	須磨児童遊園	
		209	宝町南児童遊園	
		210	堀八児童遊園	
		211	東金町四丁目児童遊園	
		212	平和橋児童遊園	
		213	細田一丁目児童遊園	
		214	鎌倉二丁目児童遊園	
		215	堀切加波良児童遊園	
		216	奥戸三丁目児童遊園	
		217	高砂宮前児童遊園	
		218	東金町七丁目児童遊園	
		219	大向児童遊園	
		220	三谷稲荷児童遊園	
		221	末広児童遊園	
		222	奥戸一丁目児童遊園	
		223	内野橋児童遊園	
		224	細田東児童遊園	
		225	立石三丁目児童遊園	
		226	東四つ木諏訪児童遊園	
		227	半田児童遊園	
		228	亀田児童遊園	
		229	高砂南児童遊園	
		230	立石一丁目児童遊園	
		231	北野児童遊園	
		232	鎌倉東児童遊園	
		233	四つ木五丁目児童遊園	
		234	堀切中央児童遊園	
		235	きねがわ児童遊園	
		236	川端南児童遊園	
		237	上平井西児童遊園	
		238	新小岩二丁目児童遊園	
		239	堀切南児童遊園	
		240	こえど児童遊園	
		241	上千葉香取児童遊園	
		242	東堀切二丁目児童遊園	
		243	吾妻児童遊園	
		244	東四つ木児童遊園	
		245	東金町五丁目児童遊園	
		246	松原児童遊園	
		247	亀有一丁目児童遊園	
		248	木根川東児童遊園	
		249	あおぞら児童遊園	
		250	青戸七丁目児童遊園	

施設一覧表（インフラ系公共施設）

施設分類	No	対象施設	備考	
公園施設	児童遊園 (159)	251	青戸八丁目児童遊園	
		252	南水元一丁目児童遊園	
		253	東金町すみれ児童遊園	
		254	東新小岩四丁目児童遊園	
		255	道上児童遊園	
		256	亀有あさひ児童遊園	
		257	しろふね児童遊園	
		258	東金町いすみ児童遊園	
		259	こやのひまわり児童遊園	
		260	愛苑児童遊園	
		261	しらぎく児童遊園	
		262	金町わかかさ児童遊園	
		263	東四つ木なかよし児童遊園	
		264	南水元ふれあい児童遊園	
		265	高砂一丁目児童遊園	
		266	新宿五丁目児童遊園	
		267	半田ふじみ児童遊園	
		268	青戸三丁目東児童遊園	
		269	東水元三丁目児童遊園	
		270	かわばた新田児童遊園	
		271	青戸三丁目西児童遊園	
		272	白鳥東さわやか児童遊園	
		273	白鳥東なかよし児童遊園	
		274	柴又とまり木児童遊園	
		275	みんなのひろば児童遊園	
		276	四つ木三丁目児童遊園	
		277	西亀青児童遊園	
		278	宝町西児童遊園	
		279	むつみ児童遊園	
		280	柴又四丁目児童遊園	
281	亀二児童遊園			
282	砂原中央児童遊園			
283	大場川児童遊園			
284	鎌倉児童遊園			
285	柴又七丁目児童遊園			
286	立石かんすけ児童遊園			
287	西亀有四丁目児童遊園			
288	八十児童遊園			
289	かみこまつ児童遊園			
290	柴又北児童遊園			
291	東金町亀が岡児童遊園			
292	つくし児童遊園			
293	鷹之堤児童遊園			
294	小合上町児童遊園			
295	新柴又児童遊園			
296	白鳥東にこにこ児童遊園			
297	宝町一丁目児童遊園			
298	協栄いすみ児童遊園			
299	東堀切一丁目児童遊園			
300	ほんでんなかよし児童遊園			

施設一覧表（インフラ系公共施設）

施設分類		No	対象施設	備考
公園施設	児童遊園 (159)	301	鎌倉北児童遊園	
		302	青戸南自然の広場	
		303	東新小岩二丁目東児童遊園	
		304	東新小岩二丁目西児童遊園	
		305	西井堀橋児童遊園	
		306	星のひろば児童遊園	
		307	中原児童遊園	
		308	しぶえ南児童遊園	
		309	小谷野しょうぶ児童遊園	
		310	かまくらいなり児童遊園	
		311	東立石あおぞら児童遊園	
		312	青戸七丁目東児童遊園	
		313	さつき児童遊園	
		314	青戸六丁目つばさ児童遊園	
		315	ぜんざ橋児童遊園	
		316	みなみ広場	

葛飾区公共施設等経営基本方針
～マネジメントサイクルの確立を目指して～

令和5年3月改定

平成29年3月策定

発行日： 令和5年3月

発行： 葛飾区

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1

電話 03-3695-1111（代表）

<https://www.city.katsushika.lg.jp/>

編集： 葛飾区施設部施設管理課

